
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第4号)

平成24年12月13日(木曜日) 午前9時30分 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議発第1号 柴田町議会基本条例

第3 議案第1号 仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において17番白内恵美子さん、1番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第2 議発第1号 柴田町議会基本条例

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議発第1号柴田町議会基本条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番大坂三男君の登壇を許します。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 皆さん、おはようございます。

11番大坂三男でございます。本日は、議員提案で議会基本条例についてご提案を申し上げます。

それでは、議案書をお手元にお開きいただきます。議案書に基づいて提案理由を申し述べたいと思います。

条例の前文にありますように、議会は町長とともに町民の直接選挙によって選ばれた議員によって構成され、町民を代表する合議制の機関として二元代表制の特性を生かし、最良の意思決定を導く使命を持っております。

また、議会は町民の意思を的確に把握し、町政に反映させるため、議員相互の活発な議論を通して論点と争点を明らかにするとともに、町長等の執行機関と緊張感を持って真摯に向き合い、町民生活の向上と町民の信託に応える責任があります。

柴田町議会は、これまでも数々の議会改革に取り組んでまいりましたが、地方分権の進展に伴い、議会の権限と責任が大きくなったことにより、議会は持てる権能を十分に発揮し、自己研さんと資質の向上に努め、政策立案や政策提言を行っていかねばなりません。

このような使命を達成し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、町民と協働し、真の地方自治を実現することを決意し、新たに柴田町議会基本条例を制定するものです。

議会基本条例の制定に当たり、昨年12月12日開催の全員協議会で、柴田町議会基本条例の制定に向けて取り組むことが確認されたことを受けて、11人の議員により議会基本条例素案策定部会を組織しました。これまで16回にわたり協議を重ね、またパブリックコメントや議会懇談会において町民の皆さんからご意見をいただき、町執行部との協議を経てこのたびようやく条例としてまとめることができ、第4回定例会に上程することとなったものです。

それでは、主な条文の内容について説明いたします。

第1章総則では、町民の暮らしの向上と町政の発展のため、議会が持てる力を発揮できるように、議会と議員の基本的な活動原則と議会運営の基本的事項を定めています。

第2章では、議会全体としての活動原則と議員個人の活動原則について定めています。

第3章では、議会や議員の活動をより活発にするための議会運営について定めています。このうち、第4条ではこれまで3カ月ごとに開催していた定例会を年1回とし、会期を通年とすることを規定しています。これにより、本会議を速やかに開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に迅速に対応することかできるようになります。第5条では、議員同士の自由な討議の場を設けることを、第6条では議長と副議長選挙の立候補制と事前の所信表明の実施についての義務づけを、第7条では議長の責務を規定しています。

第4章では、町政の課題に柔軟に対応するための委員会の活動について定めています。委員会は、議会で審議される案件に専門的知識や経験を生かし、調査や審査を行うための審議機関であり、日々変化する諸課題に迅速に対応しなければなりません。

第5章では、町民と議会との関係について定めています。このうち、第9条で議会の情報を積極的に公表するとともに、議案に対する議員の賛否の公表を規定しています。第10条と第11条では、町民への説明責任と町民からの意見聴取を図るため、議会懇談会を毎年2回以上開催することを規定しています。また第12条では、請願及び陳情に当たり提出者からの意見陳述について規定しております。

第6章では、議会と町長や執行機関との関係を定めています。議会と町長はそれぞれ独立及び対等の立場にあり、緊張関係を保つことが大切です。このうち第13条では、議会は一問一

答方式の実施や、町長等が議員の質問に反問することができるよう反問権の規定を設けました。第14条では、議会は町長の重要政策等の提案に対し、審議に必要な事項について説明を求めることを定めています。第16条では、議会は議会の議決すべき案件の拡大に努めることを規定しています。

第7章では、政策立案や政策提言を行うための調査研究に使用できる政務活動費について定めております。別の条例に定める使途基準に沿った適正な執行と、町民に対する使途の説明責任を規定しています。

第8章では、議会及び議会事務局等の体制の整備について定めています。議会及び議員の政策立案機能を高めるために、議会事務局の機能強化、組織体制の充実、及び必要な予算の確保に努めることとしています。また、議会事務局職員に対し、行政情報の収集及び提供の努力義務を規定しております。

第9章では、議員が遵守すべき政治倫理と議員の待遇について定めています。議員の定数と報酬については、現状だけにとらわれず、将来を見据えて考えることが大切です。改正に当たっては、明確な改正理由を示すこととしています。

第10章、最高規範性及び見直し手続について、第26条ではこの条例が議会における最も上位の条例であることを定めており、議員に当選した者に対し速やかに条例を理解するための研修を行うこととしています。また第27条では、この条例の目的が達成されているかどうかを、2年ごとに議会運営委員会が検証することと、条例改正が必要な場合の措置について規定しております。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

前文で述べたとおり、議会の使命を達成し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、この条例の制定を提案するものであります。

同僚議員の絶大なる賛同を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議発第1号柴田町議会基本条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第1号 仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第1号仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例を議題といたします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。

また、地方自治法第74条第3項に規定する普通地方公共団体の意見についても、あわせて説明願います。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第1号仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案する条例は、地方自治法第74条の第1項の規定による住民からの条例制定直接請求によるものです。平成24年11月22日、条例制定請求代表者柴田民雄氏、秋本好則氏、礪野富次郎氏の3名の方から、柴田町議会議員及び柴田町長の選挙権を有する者の総数の50分の1の者の連署を持って、仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例制定の請求があり、同日これを受理いたしましたので、同条第3項の規定により、請求代表者から提出された条例案を議会に付議するものであります。

次に、本条例案には本職の意見をつけることとなっておりますので、その意見について申し上げます。

仮称さくら連絡橋の建設についての是非を問う住民投票条例に係る直接請求については、町政や議会運営に刺激を与え、より議会制民主主義を活性化させるのに有効であり、また住民に対する適切な情報公開のあり方について警鐘を鳴らしていただいたものと受けとめております。

しかし、今回の直接請求に当たっては、多くの問題点があると考えております。住民投票を実施するには、まず正しい情報のもとに冷静な議論が展開されていなければなりません。次

に論点が整理され、住民にわかりやすく示されていることが前提となります。なぜなら、住民投票においては、誤った情報、誇張した情報、意図的な情報によって住民を扇動し、かなり恣意的な結果も誘導できる危険性があると指摘されているからです。

住民投票には、こうした負の側面もあることから、まず最初に論点を整理するために、柴田町条例制定請求者の請求の趣旨で示された3つの疑義についてお答えいたします。皆さんのお手元にあると思いますが、まず1つ「さくら連絡橋は、本当に住民の望んでいる工事であるか」ということをございます。

さくら連絡橋の建設は、平成19年5月産業建設委員会からの指摘事項（白石川河畔と船岡城址公園をつなぐ改善策）に端を発し、平成22年2月に実施した住民アンケート調査の中で、「柴田町には魅力ある観光地がない」との不満が示されたことが誘因となっております。さらに、花見を楽しむ町民や県内外からの観光客や旅行会社からは、「JR東北本線と県道を越えて白石川一目千本桜と船岡城址公園の桜とが行き来できるようになれば、さらに全国から観光客を呼ぶことができる」と、その潜在的な魅力を高く評価していただいたところをございます。

観光まちづくりを進めていくためには、住民の声を大切にすることは当然ですが、一方で観光客や旅行会社のニーズを捉え、住民が一丸となって観光振興に取り組んでいくことも大切です。住民と観光客の双方から支持される観光まちづくりを推進することで、柴田町のイメージアップや訪れて楽しい柴田町の創生が可能になると考えております。なお、以前線路を横断できる踏切がありましたが、観光客が多くなり危険だということでJRのほうで封鎖した経緯がございます。しかし、土手からJRの柵を越えて船岡城址公園に向かおうとする人が後を絶たず、危険な状況になっております。

2点目。「未曾有の『災害東日本大震災』の復旧・復興の真ただ中であって、この橋の建設が倫理的・財政的に認められるのか」という疑念でございました。

東日本大震災からの復旧・復興の中で一番足かせとなっているのが、安定して働ける仕事が見つからないということです。現在被災地では雇用を確保するために、農業、水産業、商業、そして製造業などの生産活動の再開や被災地への工場誘致の努力が行われております。特に、宮城県の復興の大きな柱として、村井知事が力を入れているのが観光の再生です。そうした中、沿岸部に比べて比較的被害が少なかった柴田町が観光戦略を展開し、県内外から観光客を誘引し、地域経済を活性化させ、雇用の拡大に寄与していくことは大変重要な町の仕事であると認識しております。

さくら連絡橋は、まさに観光まちづくりのシンボルとなるもので、仮設住宅で暮らしている沿岸部の方々や柴田町で避難生活を送っている方々からも、「仮設住宅は息が詰まるので、身近な観光地があれば気晴らしがしたい」。柴田町にやってこられた被災者の方々は、「展望デッキの景観は大変すばらしい。橋がかかれば、一緒に渡りたい」と、期待の声が寄せられております。

なお、財政的には新たに約3億円の借金が加わることとなりますが、年間の公債費（借金の返済でございます）は約2,400万円、住民1人当たり年間約610円となります。今後さらに不二トコン跡地に係る4億4,000万円の起債（借金でございます。これはいたしました）、今後総合体育館建設に今のところ12億円の借金を予定しており、合計で19億4,000万円の借金をすることとなります。しかし、一方で公債費が年々逓減していますので、新たに公債費がふえても財政運営上、支障が生じることはありません。

なお、さくら連絡橋を考える会のチラシは、「柴田町は財政再建の途中にあります。平成24年度には125億5,900万円の借金があります。新たに借金をする時期ではないのでは」と記載されております。そうした考え方からいたしますと、今後総合体育館も本格的な図書館も、ここ数年で借金をしないで建てることは困難になります。

3点目。「白石川堤防の桜は樹齢80年を超えた老木であり、柴田町民だけでなく近隣町村の共有財産でもある。その桜を伐採してまでつくる価値がある橋なのか」という疑念でございます。桜の木は、なるべく伐採しない工法を検討しておりますが、やむを得ず1本程度の伐採が必要となる場合は、若木に更新することにしていきます。それでなくても、白石川の桜並木は樹齢80年を越える老木が大多数であります。あと、数十年で一斉に倒れてもおかしくない状況にありますので、桜連絡橋の建設を機にその周辺にしだれ桜を植栽し、新たな共有財産を持つ計画です。

さくら連絡橋によって船岡城址公園の桜と白石川一目千本桜の2つの花見の名所を結べば、相乗効果により年間30万人の観光客が見込める全国一の花見の名所になります。さらに、ウォーキングやノルディックウォーキングや散策コースとして、町民の健康づくり・体力づくりに大いに役立つとともに、新たなスポーツツーリズムによる観光を推進することで年間を通じての集客力が高まるなど、地域経済の活性化を図る上で大変有効な事業でございます。さくら連絡橋からの四季折々の眺めは、国内外に誇れる町の宝物になり、まさに新たな付加価値を生む橋として期待できます。

以上、町の基本的な考え方を述べた上で、仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民

投票条例案に対しましては、別紙により意見を付します。お手元に多分行っていると思います。

意見書

地方自治法第74条に基づく住民投票条例制定に係る今回の直接請求については、事実誤認や一方的な論理の展開に基づくものであり、改めてさくら連絡橋に関する町民への周知の経緯や町民の意思の反映状況、さらに議会での審議経過を明らかにした上で、以下の点に問題点のあることを指摘します。

1. さくら連絡橋を含む社会資本総合整備計画は、柴田町の成長発展に有効な計画であること。まず請求の要旨についてですが、近年少子高齢化社会の進展やグローバル化経済の拡大によって、東北地方においては誘致企業の撤退や工場の集約化、東日本大震災によるものづくり産業への打撃等により、雇用の問題が深刻化しています。こうした地域経済を取り巻く環境の中で今後とも持続的に発展していくためには、少子高齢化社会を見据えた旅行などの観光産業や健康づくりや介護サービス等のシルバービジネスが、経済的にプラスに働くと言われております。

こうしたことから、町では「花（桜）回廊」を整備し、町なかに観光客を呼び込み、にぎわいを創出するために社会資本総合整備計画を策定いたしました。この計画は、道路や公園や橋の整備による美しい都市景観づくりを目指すハード事業と、歴史観光ガイド育成事業などのソフト事業を1つのパッケージとして実施するものです。第5次柴田町総合計画の「みんなで育てる笑顔輝く元気なまち」を実現する意味でも、観光ニーズの変化に対応し、健康づくりやスポーツツーリズムといった新しい切り口による観光の展開によって、今後の成長発展を図る有効な計画であると位置づけております。したがって、請求の要旨に全面的に賛同できません。

なお、さくら連絡橋は社会資本総合整備計画（市街地整備計画）における基幹事業と関連社会資本整備事業、効果促進事業の3事業の中の1事業であり、切り離して議論はできません。

2点目、従来にも増した情報の提供と町民の声の反映に努めたこと。なぜこれを理由に挙げたかと申しますと、10月18日に新聞折り込みにこう書いてあったからでございます。「柴田町の将来に大きな影響を及ぼすさくら連絡橋について、私たちは何の具体的な情報も提供されていません。意見を述べる機会もありませんでした」と、誤った情報が流されていたので、事実を伝えるためにここに書きました。

条例案では、「仮称さくら連絡橋建設が町民の意思に沿ったものであるか明らかにすることにより、町政の運営を透明化させ、もって民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」としているが、さくら連絡橋については広報しばたで8回、平成23年度10月号、ここにきちっと情報を提供しております。これが、そのほかにも情報を提供しております。議会だよりも6回提供しておりますが、さくら連絡橋は町の活性化になるか、6億円の費用効果はどうか、写真で位置、それから参考となる跨線橋の形、このように23年2月1日、22年の12月議会で議論したことをきちっと載せております。「よくわかる町の仕事と予算」や第5次柴田町総合計画においても、必要性、経済効果、事業予算、毎年の償還金、橋の形式、幅、長さについても周知を図っております。

また、町民の声の反映においても、まちづくり住民懇談会、第5次柴田町総合計画策定による地区懇談会、総合計画審議会、行政区長会、町長による出前講座、町長へのメッセージ、さらには先月には町長とまちづくりを語る会も開催するなど、あらゆるチャンネルを使って行ってきました。

このように、町は情報公開や町民参加の機会を設け、さらにさくら連絡橋に関するまちづくり住民懇談会、これはやっております。13区白幡地区の意見交換会です。この白幡地区は、今回の代表請求者の1人のお膝元でございます。イメージがなくても、さくら連絡橋について質問が出され、意見を述べておられましたので、意見を述べる機会がありました。きちんと意見を述べて、きちんと柴田町では広報紙に載せております。12月23日、9月号の広報しばたに掲載するなど、従来にも増した広報、公聴活動を実施しております。

したがいまして、町政運営の透明化や民主的かつ健全な運営がなされていないかのように決めつけるのは、一方的な論理の展開ではないかと受けとめております。

これが11月1日、最終的に決まった柴田町の橋の形、これは皆さん見ていると思います。形式は単純橋です。11月5日、さくら連絡橋デザイン及び周辺環境整備検討委員会で示され、決定しました。一方、きょうホームページでさくら連絡橋を考える会の印刷をしてきました。これです。変わっておりません。こういうことです。町はきちっと情報を正式に提供しております。それについて「情報を公開すべきだ」という団体が、いまだ正しい情報を町民に伝えていない、そこに私は問題点があると思っております。

第3点、住民投票に委ねるほどの重大案件とは受けとめていなかった町民が多かったこと。条例案では、「仮称さくら連絡橋の建設の是非について、住民の意思を明らかにするため住民による投票を行う」としているが、請求代表者等は7月10日から10月の4カ月間に新聞折

り込みを3回、ホームページの開設、先ほどのですね。出前講座や意見交換会の実施、船岡駅や槻木駅でのチラシの配布、そして代表者3人と47人の受任者による署名活動や2カ所での記帳所の開設等、住民投票に関する周知について相当努力されました。その結果、請求手続に必要な署名数は50分の1を超えました。

しかし、その内実には有効署名数は2,527人で、9月2日現在の有権者3万1,587人の実に8%に過ぎません。あらゆる手段を使って周知活動を行っても、有権者の92%は住民投票に係る直接請求について署名することはありませんでした。これに「新規事業をとめないでください」の推進署名5,040人を加えても、署名をしたのは有権者の約24%であり、実に76%の町民はその意思を明らかにすることはありませんでした。つまり、さくら連絡橋の建設について多くの町民は、多額の税金と時間がかかる住民投票に委ねるまでの重大案件とは受けとめておらず、議会において十分審議し、討論を経て民主的に可決された案件については尊重するといった、議会制民主主義では当たり前のことを容認したものと捉えております。

4点目、「議会の議決手続に瑕疵はなく、法律上の効果・効力が発生し、事実関係が積み重ねられていること」。さくら連絡橋に関する予算及び決算の審議状況について、お手元のところをよく読んでいただきたいと思います。

平成22年度当初予算（花咲山構想策定委託料300万円）は、平成22年3月18日に賛成16、反対1で可決。

平成23年度当初予算（（仮称）さくら連絡橋基本設定委託料980万円）は、23年3月14日全会一致で可決。これは地震の際がありましたので、そこは考慮しなければなりません。

平成23年度6月補正予算（市街地整備総合交付金事業6,650万円）は、平成23年6月23日、地震の後3カ月を経過して全会一致で可決。

平成24年度当初予算（（仮称）さくら連絡橋詳細設計委託料8,200万円）は、平成24年3月15日、賛成12、反対4で可決。

平成24年度6月補正予算（（仮称）さくら連絡橋予備調査委託料798万円）は、平成24年6月14日全会一致で可決。さくら連絡橋に係る関連予算が執行されました。23年度の決算認定、23年度で議論になりました議会で十分審議していない、そういう意見も一部にありましたけれども、結果として24年9月13日には14対2で可決されました。さくら連絡橋の詳細委託8,200万円の反対4のうち2人が23年度の決算は適正だったと、認定に回っていただきました。

さらに、平成23年3月10日に全会一致で可決されました第5次柴田町総合計画を含めます

と、実に7回にわたり町民の代表である議会がこの本会議場で議論し、正当な手続に基づき民主的に可決されたもので、議会審議において瑕疵はありません。もとより議決権は、議会の存在目的からして最も本質的で基本的な権限です。その議決権をみずから放棄することになれば、町民から負託を受けた議員で構成する議会の存在意義、何のために議会があるのかそのものや、本会議での審議の重要性を議員みずから自己否定することになり、議会や議員への不信感を招きかねません。既に、対外的には法に基づいた効力が発生し、事実関係が積み重ねられておりますので、今後の混乱を招かないためにも議会制民主主義の基本である議会の議決を踏襲すべきであると考えます。

以上の点を踏まえれば、住民投票は町政や議会において抜き差しならない対立や混乱のある場合や、柴田町の根幹を揺るがす重大な局面で、最終的に主権者である町民の声を聞く必要がある場合に実施すべきであると考えます。よって、本条例の制定は必要ないと意見を付します。

最後に、今回の直接請求において遺憾な点を申し上げます。

1つに、これまで一度たりとも柴田町さくらの会の植栽活動や柴田町が主催している花咲山植栽会に参加し、桜を1本も植えたことがない人たちが、にわかには桜の木の保護を訴え始めたことに、私は違和感を覚えております。請求代表者に対しては、町長の出前講座においてことしの花咲山植栽会に参加し、一緒に桜の木を植えることを出前講座で提案しましたが、誰一人参加していただけませんでした。そういう方々が、「橋ができれば桜並木にカメラを向ける人もいなくなる」と人心をあおることに、腑に落ちない思いを抱くのは私だけではないと思います。

案の定、92%の町民は反応せず、署名しませんでした。さくら連絡橋を考える会のホームページのお言葉をかりれば、町民からの反応がないということは情報発信の仕方に問題があるということです。ぜひ、これを機に桜の植栽活動に参加していただければ、町民への説得力は増すものというふうに考えております。

2つに、さくら連絡橋を含む社会資本整備総合計画は、柴田町の主な次なる成長発展に資する事業として町が企画立案し、その有効性を国に認めていただいたものです。一方、さくら連絡橋に疑義を有する方々からは、それにかわる有効な対案はいまだに示されておられません。子供たちの未来を明るいものとするために、どのような道筋を切り開いていったらいいのか、町民に対してもう一つの選択肢を示さなければ同じ土俵での議論は困難であり、町民は合理的な政策判断や事業のよし悪しを判断することはできません。単に「要る」「要らな

い」といった感覚論に単純化して済む話ではないのです。さくら連絡橋は、柴田町の成長発展に有効な政策として、あらゆる角度から総合的にこの本会議場で議論し、総合的な観点から議会で議決されたものでございます。

現在この件に関し、議会内においても町全体においても「賛成」「反対」が二分し、抜き差しならない、柴田町に政治的混乱や住民と自治体の長、それから議会議員との間に不信感が蔓延している状況にはありません。有権者の8%、2,527人の方々の意思表示は真摯に受けとめながらも、一方で有権者の16%、5,040人の方々からの事業推進の意思表示もありましたので、今回の直接請求は議会の議決を凌駕するまでには至らないと考えております。

終わりに、首長や議員は選挙で選ばれた、住民から負託を受けています。政治家の使命として、当面する喫緊の課題や懸案事項を一つ一つこの本会議場で議論し、政策を考え、そして実行に移していかなければなりません。現実的に解決していくことが、我々首長や議会の使命であります。しかし一方で、未来の子供たちのために将来に向けた成長発展の道筋をつけていくのも、我々選ばれた首長・政治家の責務であります。

今後とも、議会とともに緊張感を持って鳥の目と虫の目の複眼思考で政策を立案し、住民に対しわかりやすい情報の提供に努め、住民参加を得ながら、透明で民主的な町政運営を心がけ、町民の信頼に添えてまいります。

以上でありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） この後、請求代表者から意見陳述をいただきますが、陳述の時間は10時30分としておりますので、**それまで休憩いたします。**10時30分、再開いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時30分 再 開

○議長（我妻弘国君） **再開いたします。**

休憩前に引き続き、仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例の議事を続けます。

地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者による意見陳述を行います。意見陳述については、12月10日議会の決定により請求代表者3名以内としており、代表として柴田民雄さん、秋本好則さんが意見陳述を行うことになりました。

柴田民雄さん、秋本好則さん、議場にお入りください。（拍手）

静粛をお願いします。

意見陳述の時間は、全体で30分をお願いいたします。

それでは、柴田民雄さん、お願いします。

〔請求代表者 柴田民雄君 登壇〕

○請求代表者（柴田民雄君） 皆さん、おはようございます。

傍聴席が満席になったのは、私が傍聴を開始して初めてです。ふだんは1人か2人です。多くて三、四人です。私たちの起こしたこの住民運動が、この議会に足を運んでいただく機会をつくったこと、まことに光栄に思います。これからも、ぜひ議会に足をお運びになって、今柴田町がどういうふうに動いているか、実際に自分の目で確かめ、そして町民の皆様についてお話ししてください。それがなかったために、このさくら連絡橋を考える会をつくってしまったんです。

私は、町長に11月22日直接請求をしました。2,527名という、とうとい皆様の一筆一筆の署名です。簡単な署名ではございません。日にち、氏名、生年月日、本人が書かないと選管は許さないのです。そして、私たちの代表者署名とか受任者署名がないと、全部無効にされるんです。そういう中で、47名の受任者の方々が本当に本気になって皆様にお願ひした2,527名の署名、町長に届けて直接請求をしました。先ほど町長はその文面を読みましたので、省略します。

私はその後、こういう文章を町長にお願いしました。ただし、町長は欠席していたのです。副町長に渡したんです。

「柴田町にとって、（仮称）さくら連絡橋は本当に必要か、主権者である町民の意思を確認する住民投票を実施し、もってその結果を町と議会が尊重することを訴え、その直接請求を柴田町町長滝口茂様にいたします。柴田町町長滝口茂様、私たちさくら連絡橋を考える会は、貴町と議会が進めようとする（仮称）さくら連絡橋建設は、真に住民が望んでいるものなのか、町と議会は住民の意思を確認してから結論を出してほしいとの思いから、主権者の権利である地方自治法第74条にのっとり、住民投票条例案の審議を直接請求する署名運動を行いました。

私たちがこのような運動を起こしたのは、住民が（仮称）さくら連絡橋の建設計画についてほとんど知らなかったという事実があります。また、（仮称）さくら連絡橋は柴田町には必要ないと思っている人たちが大半だという事実です。この住民の意識と、町・議会の決定には余りにも大きな認識の差があります。このまま工事を着工してしまつたら、取り返しのつかない事態になる、後世へ責任のとれない事態になるとの危機感から、住民投票の署名運動

を始めました。その結果、2,527筆の有効署名を集めることができました。法律で規定されている有権者の50分の1の632筆を大きく上回りました。この数字の陰には、何倍もの人々の願いが隠されているのを、私たちは署名を集めて実感として持っています。

本日、（仮称）さくら連絡橋の建設に関する住民投票直接請求2,527筆の署名簿を、柴田町町長滝口茂様（欠席のため代理の副町長）に提出します。

最後に、この直接請求名簿にはたくさんの個人情報が含まれております。憲法第16条には、何人も損害の請求、公務員の罷免、法律、命令、または規則の制定、廃止、改正、その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も係る請願をしたためにいかなる差別行為も受けないとあります。この憲法条項を固く遵守するよう、あなた様には署名簿の厳重な管理をお願いします。

2012年11月22日

さくら連絡橋を考える会代表 柴田民雄

この2,527筆の有効署名があったから、きょうの会が開かれたんです。私は、柴田町に住んで30年近くになりますけれども、こういう体験をしたのは初めてです。みんなで、ある1つのことを議論すれば、そして素人の私たちがこの議場に足を運び入れることができたというのは初めてです。先ほど町長が、このことによって議会の皆さんを否定するとか、あるいは存在を認めないとか、そういう意味のことを言いました。全く違います。

先ほど大坂議員は、議会基本条例を読み上げましたね。あそこには、私たち住民と議会と一緒にまちづくりをしないと、もう追いつかないんだ、この世の中は。だから議会基本条例をつくった、そう述べています。町もそうです。だから、自治を大切にしようと言われているわけです。つまり、自治とは私とあなたが仲よくなって、そして頑張ろう、弱っている人がいたら助けよう、だめだったら役場に頼もう、議員に頼もう、町長に頼もう。でも、できることは自分たちでやるべ。税金を納めています。この税金を私のために使ってください、私の隣の人のために使ってください。だから、税金を納めるんです。

さくら連絡橋をつくって、私たち4万弱のこの柴田町の住民は、どれほど生活が豊かになると思いますか。今私はある署名に行ったときに、これはサニータウンのおばあちゃんでした。「この道路は、何十年言っても町は直してくれないんだ。私は若いときに、ここでスクーターで転んだことがある。そうしたら、もう亡くなった主人は請求書は町に持っていけと。でも、役場に行ったら笑われる。息子もいる」、私に30分くどいたんです。そして、私は都市建設課に行きました。都市建設課に行って、「こういう方がいらっしやる。ここに税金を使ってほしい」。早速私に回答して、私はそのおばあちゃんに「都市建設課はやるよ。

いつまでやるよ」と伝えてきました。これが声なき声です。民です、庶民です。さくら連絡橋ではありません。

私たちは、毎日の生活で不自由をしないで、ぜいたくなんか言いません。そこにお金を使ってほしいんです。そのために、私たちは立ち上がりました。もちろん、町長が先ほど言われたように、私たち素人ですからいろいろな間違いをしたと思います。役場の人たちのように、きちんとできません。それはそのとおりです、仕事が違うんですから。でも、私たちはこの2,527筆のとうとい、本当にとうとい、雨の中を夜7時、北船岡の記載所に新栄から30代の方が来たり、槻木からご夫婦で来たり、私たちが署名に行くと「待っていたよ。あっちの署名はね、男の人が2人来て、『これに署名しないと道路もできない、街灯もつかないんだ。だから、ばあちゃん、書け』と」。でも、そのおばあちゃんは断りました。「あなたを待っていたんだよ」と、そういう方々がいらっしゃるんです。

ぜひ、議員の皆さん、私たちは議員の皆様と一緒にまちづくりに参加したいんです。その議会基本条例の魂を、私たちにもください。そして一緒に、本当にこれから迎える高齢化に柴田町は対処していきましょう。詳しくは、これから秋本が述べます。

○議長（我妻弘国君） それでは、秋本さん、よろしくお願いします。

〔請求代表者 秋本好則君 登壇〕

○請求代表者（秋本好則君） 私は、地方自治の観点からさくら連絡橋について考えてみたいと思います。

柴田町は、平成22年4月から「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」を施行しております。これは、「何でも要求に応えられる」という時代から変わりまして、今は「何をやめて、何をするのか」という選択の時代に入ったということが背景にあります。この選択をするためには、税の負担者であり、またサービスを受ける側でもある住民の理解と協力が不可欠です。このまちづくり条例の第10条で、「議会及び行政機関は保有する情報を公開するとともに、積極的にまちづくり活動を住民、地域コミュニティ、地域活動団体及び事業者にわかりやすく伝えるものとします」と規定しております。また第5条では、「まちづくりは情報共有によって支えられ、参加及び協働により進められることを基本とします」ともうたっています。つまり、まちづくり基本条例は住民と行政は協働のまちづくりをするために、情報共有を進めなければならないとうたっているのです。

この観点から、（仮称）さくら連絡橋の建設計画はどうだったのでしょうか。私たちが6月に橋のイメージ図を見るまで、どこにどういう橋がかけられるのか、工事費は幾らになるの

か、具体的なものはわかりませんでした。滝口茂町長は、「町民が知らないのは、町民が知る努力をしないからだ」ということを発言されておられましたが、内容の一端でも知らなければ、ほかに知る手段はないのです。まちづくり基本条例では、第16条に「町長は行政運営につき、住民等及び議会がわかりやすいように、効果的に情報を発信するものとします」と規定しております。町長は、まちづくりについて町民がどこまでわかっているのか、どこまで理解しているのかを常に配慮をし、理解されないとわかれば情報発信のやり方を変えて出さなければならないのです。町長が言いますように、橋をつくるという言葉が発した、あるいはお知らせ版に載つけた、それだけでは情報公開にはならないんです。ましてや、情報共有にはならないんです。

私たちは、イラスト図を新聞折り込みのチラシで入れました。それに対して、私たちは「あのイメージ図は議会だけに示したもの。この図がひとり歩きをして、困惑しました」というふうな形で非難されました。でも、あのイメージ図は議会だけではなく、町内の親睦団体にも配られております。私たちは、その親睦団体からあのイメージ図をいただきました。行政は親睦団体には公開し、そのほかには秘密にするという線引きを、いつからするようになったのでしょうか。私たちは、到底理解できません。

また、工事費についてはどうでしょうか。町長は説明の中で、「負債も確実に減って、23年度には12億7,000万円の預金もある」と言っておられました。これを知るために、町がことし配った「よくわかる町の仕事と予算」という冊子、これをひもといてみますと、この中で平成22年度の基金残高は11億7,000万円になっております。しかしそのうち、約4億円は使い道が特定されたいわば分割払いの掛け金のようなもので、自由に使える財政調整基金は7億7,000万円と書いてあります。しかもこの冊子の中で、財政調整基金は予算額の5から10%が望ましいとも書いてあります。それを掛けていきますと、11億円から21.4億円が望ましいということになります。これからしますと、望ましい預金額の半分しかまだ備蓄されていないということになります。

この冊子なんですが、皆さんのお手元に出してある資料の表紙なんですが、これはことしの3月に県のほうが出しました「目で見える市町村財政」という形の中の表紙です。その中身について、このグラフについて皆さんのお手元のほうに渡していると思います。これについて説明させていただきたいと思います。

これは、平成20年度の資料を使って市町村ごとの財政指標をレーダーチャートで示しており、柴田町については平成19年度と22年度、2種類のデータが載っております。これを見ま

すと、6項目データがあるんですが、そのうち5項目で県の平均を下回っております。また、22年度のデータを見ますと、19年度より6項目中2項目で悪化しております。この中で一番低いところ、2になっているところがあるんですが、ここですね、この部分は積立金現在高比率で平均の半分、2になっています。町長は「預金もふえて、財政は好転した」と言っておられますが、それでも県平均の半分だということを、この資料は教えております。

また、橋の建設費6億円のうち3億円は町債で賄われます。これについても町長は、「115億円まで借金は減ってきているので、大丈夫」と言っておりますが、本当でしょうか。先ほどのこのグラフで見ますと、実質公債費比率は14.1%で平均を上回っており、分析表の解説を読みますと「減ってはいるが、類似団体と比較すると依然高い水準にある。今後、起債依存型の事業実施を見直す必要がある」と指摘しております。

また将来負担すべき負債の割合を示す将来負担比率、これも84.3%になっており、県平均の53.7%を上回っております。これに対して解説のほうでは「過去の大型整備事業の負債残高が大きい、下水道事業への公債費、仙南広域行政組合や仙南中核病院の負担金もあり、後世への負担を少しでも軽減するよう財政の健全化を図る必要がある」とも述べております。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率を見ますと、90.5%になっております。これも県平均の86%を上回っており、解説でも「類似団体平均と比較し、高い水準になっている。公債費は減少したものの、補助費、拠出金は増加しており、依然財政構造が硬直化している」というふうに述べております。こういったことも説明されたでしょうか。

また、平成23年度の第1回定例議会に提出されました待機事業を見ますと、平成26年までに13事業、平成27年から12事業が予定され、そのほかにも平均工事金額110億円と聞いておりますが、角田のクリーンセンターへの出資金もあると聞いております。これらの事業を町債を出さずにできるのか、甚だ疑問に思っているところです。

このように、財政がまだ改善しないとき、私たちは今新たな起債をすべきではないと考えています。「たかが3億円」と言っております。工事費、「町の財政に比べれば、6億円は大したことない」というふうに言われております。ですけれども、3億円の借金というのは、私たち庶民の感覚からすると、大変な数字なんです。「たかが3億円」ではなく、「されど3億円」と言うべきではないでしょうか。

観光プランについてはどうでしょうか。町長は、議会からの提案があったと、町長との懇談会で話しておられました。町の観光プランは、議会がつくるものでしょうか。行政が長期的視点で観光プランを作成し、どういう投資を行えばどういう経済効果があるのか示していく

のが観光復興プランだと考えています。どのような経緯で橋の建設が決められたのでしょうか。まちづくり基本条例第25条では、行政機関がまちづくりにおける政策決定の過程を明らかにすることを求めています。また、先ほど町長は「橋をつくれば、30万人の観光客がふえる」と言っておられました。その裏づけはどこでしょうか。そのデータについても説明はありませんでした。

また、桜の古木の伐採につき、最初は3本、次は2本、そして現在は1本の伐採になっています。これからどう推移していくのでしょうか。橋の基本設計が変わりますのに、伐採本数が変わらないというのは理解できません。もともと、白石川の桜の木は川の改修が終わり、新たな堤防が築かれたことを記念して、大河原町出身の高山開治郎さんが寄附したものです。柴田町だけの財産ではないんです。周辺市町村の共有の財産と言えるのではないのでしょうか。これを伐採し、並木を傷つけてしまうということは、少なくとも近隣市町村の住民に対し柴田町として説明をし、理解を得る努力をすべきではないのでしょうか。「柴田町にある木だから、好き勝手に切ってもいい」というのは、少し配慮が足りないように思います。少なくとも、私たちが最初にイメージ図を載せたチラシを入れるまで、大河原の方々はこの橋の具体的な内容について知りませんでした。

今まで財政面、観光面、計画策定面での説明責任が果たされていなかったことを述べてきましたが、そもそもさくら連絡橋は柴田町民の望んだ事業なんではないでしょうか。私たちは、1カ月で2,527名の有効署名を、地方自治下の誓約のもとで集めました。その感触から、大多数の町民は橋の建設を望んでいないということを確信しております。これまで述べてきましたように、周知の問題のある計画をもう一度リセットし、考え直し、住民に十分に説明をし、理解を得た上で再スタートすべきだと考えています。

国からの補助金に関しても、主体事業をやめるわけではなく附属事業の修正をするわけですから、全額の返済を求められるということはないということを私は県に問い合わせ聞いております。まちづくり基本条例を待つまでもなく柴田町の主人公は住民です。柴田町はその住民の意向に沿って運営されなければなりません。住民意思を無視して行政運営を行うのは行政の傲慢だと断じざるを得ません。住民と行政との意識の差がここまで大きくなっている以上、私たちは住民投票によって住民の意思を明らかにするほかはないと考えております。

最後に、私はここにおられる議員諸氏の良識を信じます。住民から選ばれ、信託をされたのですから、その選ばれた初心を思い出していただきたい。諸氏の後ろには、信託した住民の多くの期待があることを思い出していただきたい。議員諸氏の良識が発揮されることを期待

して、私の趣旨説明を終わらせていただきます。（拍手）

〔請求代表者 柴田民雄君 登壇〕

○請求代表者（柴田民雄君） 一言、先ほど町長が言ったことが間違っているのです、1つ訂正をさせていただきます。

実は、私たちが出したあの請求趣旨の中の2番目、「倫理的、財政的」という意味の「倫理的」という意味です。町長は、全然捉えていません。私があそこで「倫理的」というふうに書いたのは、実はまだこの寒い冬の間、閉ざされた狭い中で、仮設で何万人、何十万人の人がいるかということです。

私は今、原発で避難している飯舘村の仮設にボランティアをさせてもらっています。そこに行きました。3回目に行ったときに、自治会長の奥さんはすっかり痩せていました。26年3月をもって、全村帰村を村長は宣言しました。しかし、そのことによって家は荒れ放題、庭は草ぼうぼう、主たる産業である農業をどうやってやったらいいのか。山は除染されていない、助成金も打ち切られる。年も六十、七十。ますます絶望のふちに落とされて「自分はもっと悩んでいる」、すっかり痩せていました。

このことなんです、倫理的な意味というのは。つまり、柴田町だけ観光で潤うとか、健康のために橋をつくるんだとか、そういうことを言えないんじゃないですか。そのことなんです、倫理的意味というのは。私たちの目は、もちろん柴田町を大切にしなければいけません、沿岸部で津波で家を流されて、人を流されている人々の悲しみ、原発で、放射能で、全て絶望のふちに立たされている福島県民のこと、その中に少しでも私たちの浄財を使ってくださいとか、柴田町のこの3億円はあなたたちのために使ってくださいとか、私は本気になって体を張って、町長にやってほしいんです。それが倫理的な意味です。

ぜひ議会の皆さん、先ほども申しましたように、私たちは皆さんを選びました。町長も選びました。それは、信頼したからです。しかし、この事態に至って、私はその信頼が揺らいだのです。私たちは揺らいだのです。だから、私たちに責任をとらせてくれということなんです、住民投票というのは。選んだ我々の責任をとらせてくれということです。もう1回ご破算にして、そして我々が議論して、つまり有権者が議論して、そして必死になって投票をして、そしてそれを尊重して、もう1回議論してほしい、議決を出してほしいということだけです。皆さんを否定したり、存在を否定するものではありません。

私は、かつて一緒に地域運動をした仲間がいっぱいいるんです。非常に残念でした、私は。個人的に。この問題で亀裂が生じて。町長も応援したんです、1期目に。私の妻もなけなし

のキャンプを持っていきました。私も、必死で町長を応援しました。でも、事態はこうなってしまいました。憎くて言っているんじゃないんです。もう一回、もう一回初心に戻ってください、町長も皆さんも、私たちも。その責任をとらせてくださいということが、住民投票をさせてくださいということです。

ぜひ、皆さんの賛同をお願いします。そして、ここから新しい柴田町をつくっていきましょう。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（我妻弘国君） 柴田民雄さん、秋本好則さん、本日はご苦労さまでした。ご退場をお願いします。

これより質疑に入ります。なお、質疑は町長に対する質疑となります。質疑ありませんか。

6番佐々木守君。

○6番（佐々木 守君） ただいまの演説の中で感じたことを、ちょっと質問させていただきたいと思います。

国からの交付金を橋に出す余裕があるならば、大震災の復興に使うべきというご意見がありました。これは、社会資本総合整備交付金が正しく理解されていないために、こういう意見が出ると思われるので、3点ほどお聞きします。

まず第1点目、改めて交付金の趣旨の説明をお願いします。この社会資本総合整備交付金事業に含まれている各種事業の中で、さくら連絡橋の建設事業だけを中止することを可能という人がいますが、それは可能でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど提案理由で申しましたように、やはりこれから雇用を確保していくためにはどうしたらいいか、地域の発展をどうしたらいいかというのが、この議会で平成19年度からずっと議論をさせていただきました。そのときに、柴田町でおくれているものというものがございます。1つは経済を発展させることと、実は若いお母様方の交流の場がないと、公園整備がないというものがございました。また、船岡城址公園の途中の道路につきましても、崖崩れの心配があって直さなきゃならない。

そのときに、柴田町の皆さんから直接お預かりしているお金、100万円で行くと大体40万円しかないんですけれども、そのお金だけではやっていけないと。必ず計画をつくって、この計画が柴田町の活性化に役立つかどうか、県を通じ、国を通じ、何回もうちの職員が行って、こういうやり方であれば柴田町の活性化につながるということで、国の採択を受けたものでございます。

そのコンセプトは、船岡駅からずっと土手を切って、船岡城址公園からまた白鳥神社を経て町なかに行って船岡駅に帰る、こういう「花のまち回遊ルート」というコンセプトでやってきたものですから、その途中、途中で船岡城址公園の整備、新栄4号・5号・6号公園の整備、それからもうあちらこちらで遊具等が壊れております槻木地区も船岡地区も、公園整備が行われなければなりません。そういうものを、なるべく有効に活用させていただいて、認めていただいた計画で全体をまとめて議論されないと、部分だけ捉えてはいけないということでございます。

この交付金につきましては、もちろん橋をやめるとすれば3億円はお返すことになると思います。ほかには使えないんだということを、私はやはり情報を提供しないというのは一番の、先ほども「知らされていなかった」と、情報は提供しております。間違った情報、先ほど住民投票任せてもらいたいと、そのときにはやはり正しい情報が伝わっていないといけないというふうに思っております。その正しい情報が、やはり随時出しているのはさくらの会のホームページでございます。

ちょっと読んでみます。「今回入手したイメージプランは、6月に議会に提示されました」と、こういうことを平気で書いている。やはり、これは議会に確かめれば、3月の議決前にイメージが湧かないと議決ができないということで、全員協議会であのイメージを出しております。確かめれば済むことをホームページで公にすれば、「何だ、議会はこういうイメージも見ないで、内容を知らないまま、知ろうとせず建設費を可決したことになります」と、「行政の運営をチェックするという議会の機能は働いていたのでしょうか。検証が必要」とあります。誤った情報であれば、議会に聞いてもらえばすぐ直るんです。こういうことをきちっとやらないと、間違った情報をです。

ですから、さくら連絡橋につきましても、福祉とか震災に使えと、そういう町民が、そのときに柴田町からこういう「使えません」と、町長へのその問題については、正式文書で町長は会のほうに反論書という形で、9月10日にさくら連絡橋の疑問点、きちっと出しているんです。出したにもかかわらず、これは9月16日の会合には、抜粋されて提案をされました。ですから、正しい情報が伝わっていない。

戻れば、3億円は使えない。もとの3億円の借金、これは確かに借金でございますが、さくら連絡橋をやめれば借金はされませんので、3億円の金はないということです、ほかは使えないということです。ですから、さくら連絡橋のお金をほかの公園整備とか、そっこのほうには回せないんだと情報を提供しておりますので、やはり情報公開を町で正式文書で町長名

でやったら、それを会の方々に正式に伝えるのが、私は本当の意味での情報の公開、情報の共有ではないかなど。自分たちの都合の悪いところだけ町民に知らせないで、「町は情報共有に欠けている」と先ほど秋本代表は言いましたけれども、自分はどうだったのかと。先ほど申しましたように、そういうイメージが示されないでも、先ほど申しましたように白幡13区でさくら連絡橋について議論をしております。そういうことを確かめていただければ、わかる話なんです。それを確かめもしないで、一方的に情報が共有されないと批判すること自体に、今回のずれが生じてしまった原因があるのではないかなと感じております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） この事業は、船岡城址公園を初め町内の公園の整備、そういったものの事業を1つのパッケージとして国県に申請を柴田町がしているわけですね。仮にこの事業を中止するということになれば、交付金の返還が必要になると思いますが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業ということで、市街地整備を計画させていただきました。この事業を組み立てて1つの事業として、基幹事業から関連社会事業、それから効果促進事業という3つの組み立てで、それが総合的に作用して目的である高齢社会に向かう「歩いて楽しいまちづくり」を目指すという目的を達成できるということになっていますので、基本的には全てがセットになるという考えでございます。

○議長（我妻弘国君） 済みません、交付金の話。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） 失礼しました。その趣旨からいたしますと、1つの事業をむやみに取りやめて、その分だけお返ししますということにはなりませんし、当然なくなれば全て返すという判断になろうかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうなりますと、交付金の返還が仮に必要なということで出てきた場合、その金は誰が負担するのかという問題が出てくるんですね。ということは、その金は結局議会で一応可決している事項になりますので、税金で返還をするというような形になるのか。それとも、個別にそういう損害賠償が発生してくるのか。その辺をちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 交付金を返還する、柴田町は経験はないんですが、これがいわゆる事業の取りやめ、町の方針にかかわるものであれば、当然町の公金、町の税金から返すというふうなことになると思います。特に意図的な犯罪めいたものがあれば、国家賠償法、個人訴訟というやつの請求ってあるんですが、そこまでは及ばないと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

ほかに。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 船岡城址公園について伺いたいと思います。

山全体が史跡になっているということがホームページ上でも掲載されておりますけれども、昭和46年10月6日町指定となっております。このことについて、史跡文化財の手続方法について伺いたいと思いますが、どういう方法で手続をされるのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 文化財については、町のほうとして指定をしておりますので、これについては県のほうに申請をして、もし変更とかあと新たに指定する場合については、届け出をして協議することになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 実際に指定文化財になっているということなので、現在までに至る館山の開発状況、それから指定文化財になると、とても違和感を感じてしまうんですね。文化財を壊してきたのか、守ってきたのか、共存してきたとか、さくら連絡橋に関する建設は、本当に文化財に何を言っているんだろうというところはちょっと感じてしまうんですけども、町長に文化財に対するご意見を伺いたいと思います。

あともう1点、済みません。展望デッキ付近の崖崩れについて1点伺います。これも、むやみやたらに木を伐採したことによって崖崩れが起きたという情報が、非常に流れております。これについて、実際のところもう一度改めて崖崩れの経緯、あと今現在国の査定を受けているということですが、今現在の経緯・経過をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど柴田先生は、30年ということになりました。私は、61年この柴田町に住んでおります。

この館山の状況をお話いたしますと、戦後実はあそこは岩山なものですから、生活のために石を掘っておりました。また、戦後の食糧難で少しでも食糧増産ということで、畑をつくっていた時期がございます。ですから、展望デッキの北側はお一人、それから南側もお一人

ということで、石を掘っておりましたということで、船岡の城址公園は大分形態は崩れております。変わっておるといことが1つ。それから山につきましても、先ほど食糧増産の関係もございましたので、畑にしておりますので大分昔の面影はないということでございます。

その後、船岡城址公園は、昭和45年1月4日に放送が開始されたNHK大河ドラマ「樅ノ木は残った」の樅の木ブーム以来、町を挙げて実は観光事業を展開してまいりました。例えば、昭和45年には観光売店、駐車場整備のために、今駐車場のところは昔は谷間です。小さいときに私は遊んでおりました。谷間を埋めたんです。もう自然を変えてしまった。そこに、駐車場をつくりました。45年のリフトカー、今は第2代目になっておりますが、途中山を削ってブロック塀で鉄骨で土砂を押さえて、行ってみるとわかると思います。それが45年。50年には、野口さんのご福德により平和観音をつくりました。そのときには、参道を変えております。今の道路になりました。昔の道路は、分岐点から分かれてちょっとスロープカーのほうへ行っていたんですが、大きく道路を変えました。それから、平成7年には今のスロープカーを下まで下げました。ですから、今スロープカーに上るところは、昔は道路だった。

ですから、文化財保護というのは、私は今の生活に生かしてきたんだというふうに思っております。そして、問題なのは今回の展望デッキ、さくら連絡橋をこのさくらの会のホームページ等を見ますと、今崖崩れしている展望デッキからかけるんだと、こういうふうに喧伝されております。これも、役場のほうに来ていただければ、崖崩れのところはかけませんよ、下に下りていった裾野、「船岡小学校にある歩道橋、あれの長いのですよ」と町民の方に申し上げると、「何だ。展望デッキからダイシンまでかかるんではなかったのか」と、その方は反対署名に署名をした方です。「何だ、違っている」と、これが実情でございます。

ですから、文化財については裾野にピアを1本するだけなんです。大きくこれまでの何十年と山を削ってきた影響から考えれば、本当に裾野ですね、そこにピアを打つだけというふうに私は思っております。

もう1つ、木を切ったというふうに言われます。ここのホームページにも、木を切った写真が出されております。間伐はしました。皆伐は、杉の木をしました。ここもきちっとご理解をいただかないといけないというふうに思っております。皆伐、全部切ったのは杉の木です。民間の方だと、杉の木も実は切った時期がございます。杉の木は、柴田町が買収して杉の木の皆伐を年次計画で伐採をいたしました。伐採しただけではなくて、もちろんそこには

新たに桜の木、いろいろな花木を植えさせていただいております。こういうことを、情報としてさくらの会に町長の正式名称で出している。それを、なぜ町民に伝えていただけないのかと、私は疑問に思います。

ちなみに船岡城址公園には確認したところ、1,035本のソメイヨシノ、シダレザクラ、ヤマザクラ、カンザン、いろいろ植わっております。これは役場で確認をしております。桜の植栽、平成20年から24年に219本植栽をいたしました。そのほかにも、2,656本植栽をしております。桜の保護費につきましても、430万円でテングス病、アメリカシロヒトリ対策も行っております。

ですから、一方的な情報、過大な情報、大分演説されましたけれども、役場に確かめてもらえれば町民に誤った情報を伝えることはありませんでした。国の査定を受けましたところ、あの崖崩れは先ほど申しましたように、石切り場ですから直立に石を切っておりますので、そこには草花は若干は生えますけれども、雑木林にはなりません。行ってみるとわかると思うんです。もちろん、景観をよくするために間伐はいたしました。

それと、上のほうで「桜の木を切ってまで花のガーデンか」と、これもホームページに何か意図的に書いてあります。切ったのは、テングス病でもう傷んで老木で倒れる寸前になったということで、一応さくらの会の会員さんにも見ていただいて、それで切ったと。理由があるんです。そこを本当にちょっとしたすれ違いで、町民となぜこんなにも意見の食い違いをしなければならないのかと、私は残念に思っているところです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） わかりました。先ほど町長からの答弁でもありました、文化財は今の生活に密着してどんどん変わっていくんだよというところはわかりました。

それで、いろいろな間違っただと言ったらあれなんですけれども、ちょっと理解がしていただけなかった情報がホームページ、考える会が出しているチラシ、さらにツイッターなどで非常に情報公開されておりました。新しい形の情報提供や情報公開ということでは、非常に私自身も勉強になりましたし、発信ツールの拡大に努めておられたことに非常に大変感銘をしたところでありますけれども、情報の一方通行でしかなかったことに非常に疑問を感じていたんです。ホームページができて、私も閲覧させていただきました。それにリンクするツイッターなども毎日拝見させていただきました。そういった中で、間違っただ情報が流れているのであれば、町として「これは違うんだよ」とか、そういったことを情報を流されていたときに町として、町側の情報発信としてきちんとされていたのかという点について伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

やはり、いろいろな形で情報が一方通行だというようなことがありました。我々のほうは、昨日の議会の中でも答弁させていただきましたように住民懇談会等、あと情報ということで広報紙を使いまして、いろいろな形の説明を真摯にさせていただいたというようなところで、各地域においても、次から次と変わる情報を最新のやつでということで、苦心しながら地域に赴いたというような状況でした。

○議長（我妻弘国君） 町長、補足説明はいいですか。町長。

○町長（滝口 茂君） そのたびに、やはり間違った情報をそのままにしておく、必ずそれは役場が認めたんだというふうになりかねないという体験上ありましたので、やはりここは柴田の町長として正式に文書で私たちの考えを、ということ、先ほど申しましたように9月16日付でさくら連絡橋を考える会代表柴田民雄氏に回答いたしました。議会のほうにも、柴田民雄氏から2回ほど公開質問状が出されておりました。私のところに回ってきましたけれどもね。それについても、議会からきちっと回答をしております。そのときには、総合計画にこの橋が載っていないという話でございました。新しい総合計画については、全会一致でこの場で可決いただきました。それも、震災前でございます。3月10日、そこできちっと議論をさせていただいたところでございます。そういう総合計画についても、議会はきちっと何回も全員協議会とか部会を開いてもらってやったんですよと。なぜそういうものを伝えていただけないのか。そこに、私は今回の情報共有のあり方、今まちづくり政策課長が言った我々も悩みであるということです。

さくら連絡橋のイメージ図を提出するときには、「まだ決まっていませんので、ひとり歩きすると困るので、そこはしっかりお願いします」と言いました。どうでしょう、結果として。何回もこれで決まったような、あそこで一言「これはイメージ図なので、議会によって変わります。民間で今検討しておりますので、変わります」となぜつけ加えていただけなかったか。私はそういうところが、この今回の情報のあり方について反省すべきところは当然あるかなというふうに思っておりました。やっぱり、町民の方にわかりやすく図とか入れているつもりなんです、それでも見ないという方が結構いらっしゃる、そこは反省材料にしなければならないと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 先ほど柴田先生から、槻木で事故ということで亡くなられたというふう

なお話がありました。社会資本の総合整備計画、目につきましては市街地整備ということでございます。道路のいいところでも事故はある、道路の整備されていないところでも事故はある。柴田町全町を見まして、その格差が非常に強く多く見られるということは町長はご存じだと思います。確かに本町の道路整備とかになりますと、300キロメートル、東京に行くくらいの町道なんですけれども、財政的なものもあると思いますけれども、そういうことが先ほど聞きまして、私らもこういう立場におりますとそういう要望等が非常に強いわけでございます。

そういう観点から、このさくら連絡橋とのイコール社会資本総合整備計画の早い話は交付金の使い方ということなんでしょうね。そういうことを含めた場合、町長は市街地・市街地外の格差是正をどのように考え、捉えているか。また、それとの比較関係もひとつご説明いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと、その前に訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

「さくらの会」と申しましたけれども、これはちょっと誤りまして、何回か「さくらの会」というふうに言ってしまいましたが、「柴田町のさくら連絡橋を考える会」でございました。訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど言った社会資本整備、実は今回も大分この議会で質問ありましたけれども、都市部と言葉は悪いんですが郡部では、大変大きな格差があります。問題になったのは、都市部ではU字側溝が入っている。危険だから、ふたをかけてもらいたいという要望でした。一方で郡部のほうに行けば、みんなが土側溝です。その土側溝も、地域の人たちが草刈りをしております。ここに格差があるということで、まずは柴田町は北部の道路整備、これを急がなければならぬということで、やっと社会資本整備総合交付金を使いまして四日市場1号線、それから富沢16号線、それからこれからは入間田20号線とか葉坂11号線とか、計画的にやっっていかなければならないところがあります。

それから水害対策ですね。西の水害対策とか槻木白幡地区の水害対策等々ございます。それについても計画的に実行していく、同時並行で進めながらやっていくということでございます。

先ほど、秋本代表からグラフを示されましたけれども、これも正しく理解をされていない。一部だけつまみ食いをしているんです。なぜ柴田町が積立現在高の比率が低いのか、仕事をや

ったからなんです。そこを理解をしていただかないと、積立金がなぜ減ったか、柴田町は集中的に学校の整備をやれたからなんです。普通、財政が厳しいときに船岡中学校の体育館と槻木中学校の新築、一緒にできますか。できないと思います。そのほかにも、船岡中学校の大規模改修、これもやっております。槻木小学校の大規模改修もやっております。今、船迫小学校の大規模改修に入りました。そういう喫緊の課題に借金してだめだと、一方で言います。じゃあ現金でやれと言うのであれば、現金が少なくなるのは当然の話なんです。ですから、正しい理解をしなきゃいけないというのは、一方通行ではだめだということなんです。

批判されました。ここで現金が少なくなったのは、学校整備が全部借金で建てられないから、必ず現金を持たなきゃいけない、だから減っているんです。何もしなければ、この積み立てはそのまま貯金していればいいというふうになります。ですから、地域にはまだまだやらなければならないことがございます。それは同時並行にやるし、子供たちの学校整備もやっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 町長のお話を聞いていまして、私らは当然わかるんですけども、そういう細かいところ、そういうことは町民の方々には広報とか議会報とかということで、すぐわかるということはないと思います。例えばやっぱりそういうことを、何というか詳細ということでもないんですけども、もっと具体的なわかりやすいそういう広報の仕方もあるんじゃないかなと思います。格差の是正という観点から、そういうことを申し上げているわけがございます。

それから、城址公園の花咲山構想から始まったんですけども、かねて十五、六年前だと思うんですけども、太陽の村の開発というか整備計画の中から、館山までケーブルカーという構想もございました。それは当然距離的な、また安全、そういう面からそのまま凍結というか進まなかったんですけども、昔から館山と太陽の村、また葦上山とかそういう観光ルートとかそういうことを含めた構想はありました。

今回、さくら連絡橋に伴うことから、歴史と文化ということもありますけれども、そういう面では平和観音、平和の塔、それからやっぱり今騎馬像ですか、歴史の中にやっぱり寄贈された方々は城址公園に歴史と文化というものを含めたものを、観光の中の歴史を含めた城址公園づくりということも考えていかなくてないかと思います。きょう、そういう面でこういうふうな議論をされているわけですけども、やっぱり町長、そういう面でもう少し歴史と文化となれば、そういうことも含めたり、そういうことを提示されたほうがよろしいかと思

います。

これは、町長が感じたことで結構でございますから、答弁を求めます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、先日もお忍びで杉良太郎さんが、この「樅ノ木は残った」の舞台のイメージづくりのためにやってまいりまして、「すばらしい景観だ」ということでございました。そのとき言われたのは、「もう少し歴史に注目したほうがいいんじゃないでしょうか。『樅ノ木は残った』に、実は胡桃味噌という小説が出てくるんだ。これを商品化して、売り出したらどうか」というようなお話もありましたので、今おっしゃったように騎馬像を風雪に耐えられる騎馬像、実は改善センターにあればあるんですけどね。なかなか風雪には耐えられないということでございますけれども、あれをどこかに設置するというのも、ひとつのこれからの観光戦略にはなるのではないかなと、今新しいアイデアをいただきましたので、やはり歴史を掘り下げた中で、もう少し城址公園の魅力を増していく方法もあるというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、再々質問。

○15番（加藤克明君） 提案なんですけれども、青葉城には伊達政宗公が馬に乗っていますから、柴田町では原田甲斐でも乗せてやっていただきたいと思います。提案です。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今住民投票ということなんです、これについてはいわゆる判断の材料となるものの提供というか、それが問題になるだろうというふうに思います。先ほどの陳述者の方、町長の答弁にもあったんですが、こういった正しい情報ということ、これから考えていくと、考える会のチラシ、それからホームページですね。ホームページはちょっと見ました。チラシでは、「桜並木が何本も伐採され、橋ができれば桜並木にカメラを向ける人もいなくなる。主に2週間だけに使う。そのために、6億円使う」といったようなことが載せてあります。

それで議会では、たしか先ほども言われました、伐採した分については若木を植えていくというふうに答弁がございましたが、そういったことで質問としては、町民に対してこういう誤った情報の提供と、それから誇張したというふうに、私本人としては受け取っているんですが、そういった情報に対して町として訂正を求めることはしなかったのかということが1つ。

それから桜の木の伐採、先ほども陳述者の方は「聞くたびに本数が変わったような答えがあった」というふうに述べていましたが、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 私のほうからは、誤った情報というようなところでは、

実はチラシ第1号で出た内容について、町が情報を出しているものについては「誤っていますよ」というようなものを、町長名で正式に文書で回答を出させていただきました。実際的には、その文面も「考える会の皆さんのホームページに掲載してください」と、こういうようなところの要望まで出した中で、まず情報の誤りの訂正はお願いしておりました。

それから文書ではないんですが、身近な方たちというような形の人たちだったものですから、口頭で顔を合わせた都度、そういうようなところでの話をしながら、町としての考え方、そして情報の出し方、そういうものも実際的には面と向かいながら理解に努めてきたというようなところもあります。

○議長（我妻弘国君） 本数の伐採については……。ちょっと待ってください。市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。当初橋の位置ということについては、白石川は宮城県管理になりますが、河川管理者、それからJR東日本がありますのでJR、それから県道、これは同じく宮城県になりますけれども、そういった管理者の意向、それから条件に伴って若干の位置ずれが生じることがあります。当初位置の決定する以前は、当然土手に城址公園の下から橋をつなぐという計画でしたので、数本という表現だったというふうに思います。その後、河川管理者でおおむね河川協議については調いつつあり、おおむねこの場所でいいだろうという、その後にJRさんとも協議しまして、その場所なら大丈夫だろうということの感触をつかんでからは、当然議会でも町長が答弁しましたし、残念なんですけど1本の桜を切らせていただきたいという表現をしておったと思います。

○議長（我妻弘国君） 補足説明、町長。

○町長（滝口 茂君） ですから途中途中で、政策の形成過程の途中でいろいろ、相手があることですから変わっていくと。3本、2本に変わっていくんだと、お互いに情報が変わっていくんだとしないと、今度は変わっていったことに対して今批判されているわけですね。「あのとき3本と言ったじゃないか。今は1本でしょう」と。こういうことが起こるから、やはり途中経過はなかなか難しいというお話をさせていただいた。1本になったとき、「ああ、そうだったね。これが情報共有ですね」と言ってくれるのであれば、安心して途中出しま

す、「まだ決まっています」と。

それで、最後に私は7月29日、考える会の方々から呼ばれて槻木で出前講座をしました。そのときに、町長は「1本です。1本程度切らせていただきたい」と、はっきり申しました。申した以上、町長が責任を持って出前講座で申した以上、それ以降は「1本程度しか切らない」と、そうチラシに書くのが本当の意味での情報共有ではないかなというふうに思っております。ですから、途中で出さないというわけではありませんけれども、途中で出しているいろいろな事情で変わったら、それは行政が悪いというんじゃなくて、変わることもあると、そういう町を今度はつくるのであれば、途中で安心して最終的にご理解をいただけるのかなと。途中途中で変わったことが、今は批判されているわけですね。それでは、本当にいつ情報を出したらいいか、行政側も迷ってしまうということもご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 情報の共有とそれから情報の公開、いわゆる提供も含めてなんですが、これについてですけれども、まずこのチラシで「何本も切って、カメラを向ける人もいない」とかいうふうなことは、これは訂正もたしかなかったなど、チラシで。それから、町からの先ほど「回答を提供しました」ということでありましたが、これについて私の知る限りというよりも、チラシでは「町からの回答が、こういう、こういうことでありました」といったようなチラシが入ったことはなかったんじゃないかというふうに記憶していますが。

そして、先ほどの中で知らなかったとかなり強調して言われていたんですが、それではこの計画というか、連絡橋だけに限ったことではないんですが、町でやろうとする計画をどのタイミングで知らせるかといったことを、町民の方は多分知らないことも多いということの中で、知らせるタイミングといったものについて町はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 情報の共有ということで、まちづくり基本条例の中には入っております。実際的には、今回大いに反省するところなんですが、まず我々行政マンということで、計画立案というところからもう情報を提供してくれというような解釈をされる方もおります。ただ、実際的にまだ計画立案で、関係団体との調整、また大きな建物とか橋をつくる場合、地質調査とか、いろいろと情報が錯綜して、大きな混乱を起こすというような危険性もはらんでいることがあります。ですから、そういうようなタイミング、タイミン

グを見ながら、できればある程度4割、5割というところの進行形の中で説明をしながら、「これはまだ進行中だよ」と、こういうような時限を切った説明、情報の公開の仕方が妥当なのかなということ考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういうことで、いわゆる知らせるタイミングというのも例えばの話、例えばというよりも議会にかかったということはないと公表できないというか、知らせることもできないといったことが今の中であつたんですが、例えば先ほどの陳述の中で「親睦団体には情報を提供していたようだが、あとは秘密にしていた」といったようなことが述べられていますが、町が秘密にしたということは、思っているというよりもあるかということをお聞きしたい。

それから、たしか署名が届けられた日の状況というか、新聞報道によると「町と議会が勝手に決めた」というふうにたしか載っていたと思うんですが、新聞報道で河北新報ですね。

「町と議会が勝手に決めた」といったいわゆる行政、地方自治のあり方について改めてお聞きしたいと思います、どのように考えているかということ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ですから、先ほども代表者が確認をしていただければわかる話なんです。親睦団体と言いましたけれども、BC会、ビジネスキャプテン会議ですね。要するに、地域の人たちの責任者の方々、これが親睦団体と認定されれば、これはしようがないというふうに思っております。学校の校長先生、工場長さん、金融機関のトップ等々を集めてやっておりますので、私はこれは親睦団体とは思っていないんですね。町の情報を、柴田町に立地している方、責任者の方に理解をしていただくためにやっている団体でございます。これは見解の相違かなというふうに思っておりますが。行政区長会にも説明をしております。これは親睦団体ではありません。

ですから、こういうことを代表者が確認さえしてもらえば、何回も言いますが、済む話を、町民の方々にこうして言われれば、「ああ、町長は親睦団体にだけ、秘密にしているんだな」と、そういうふうにとられて誤解があるので、注意をしていただきたいというふうに思っております。ですからこの議決の前には、柴田町を考える会だったと思うんですが、そういう方々にも「ゆる．ぷら」で、15人か20人集まったと思うんですが、そこにも行って私は出前講座をやらさせていただいております。

そういう意味で、この秘密主義というのは全く思っておりません。現に、こんなに住民懇談

会とかをやっているわけですね。そして来て、関心のある町民が来て、さくら連絡橋について質問しているわけですよ。ですから、「我々は知らなかった」「知らされなかった」では済まないのではないかと。船迫の「町長とまちづくりを語る会」でも、そういう意見が出されました。そのときに、ある町民の方は「確かに役場も情報提供の仕方に問題があるので、工夫をするように」というふうにおっしゃいました。「一方で、我々も情報をみずから集めたり知ったりする、そういう生活をしていきたい」と、町民の方がその場で言ってくれました。「ああ、こういう町民がいるんだな」というふうに思ったところでございます。

そういった意味で、柴田町は情報を隠すということは一切ないということを言明させていただきたいというふうに思っております。（「町と議会が勝手に決めたということに対して、どういうふう考えるか」の声あり）

町と議会が勝手に決めたという、その勝手に決める理由がよくわかりません、私としては。先ほど意見書の中に7回もこの本議会で、それで一方的に強行採決してやったことは一回もありません。その都度賛成、反対の討論を経て、最終的には多数決で決めさせていただきました。これを「勝手に決めた」ということになると、皆さんの存在意味はどうなるんだろうと、我々もそうです。そこまで行き着かざるを得ないというふうに思っております。本会議で真摯に、みんな真摯に悩みながらも最終的な総合判断、いろいろな判断をしたと思うんですね。ですから、一方的な言い方は私は町民に誤解を与えるというふうに思っております。

情報の提供については、平成22年11月30日の議会の全員協議会に、柴田町でさくら連絡橋のお話を最初にしたときに、きちっと報道機関に報道されております。これで秘密主義と言われたんでは、町長はどうしたらいいんでしょうかと、逆に問いたいというふうに思っております。もちろん、河北新報をとっていない人は知らないと言われてもしょうがないんですけども。ですから、こういうことも全員協議会に示して、報道機関にオープンにして、新聞記事に載って、さくら連絡橋についてもいつから、予算規模も書いてありますので、ぜひこういうこともやっぱり町民にもっともっと知らせる努力は私にも必要かなというふうに反省しております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑、12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、きのうまでの一般質問の白内議員の質問に対する答弁の中で、町長はさっきも言っていたように館山というのは石切りをしていたとか、「樅ノ木は残った」を契機に観光開発をやっていたと。私が驚いたのは、その後そのために生態系がなくなったというふうに、町長が発言したように私は記憶しております。きのうだと傍聴者は

四、五人だったような気がします、その中の1人の方にも実は言われたんですよ。町の町長が、ああいう観光資源は大事だと。我々船岡の人からすると、館山は本当に町長と同じように小さいときからなれ親しんだところが、町長が生態系がなくなったというふうに言うことに、その傍聴者の方も私も愕然としました。

生態系というのがどういうものかという意味もあると思いますが、単純に考えるとこれまで来ていた鳥が来なくなった、例えばいた虫がいなくなったというふうに私は解釈しました。町長が雑木林を切ったり、草を刈ったりして、花を植えるようにきれいに整備しましたよと。館山の整備環境になったという言い方をしていますが、ちょっとここでもう1回改めて、生態系が私はなくなったというふうに記憶しているんですけども、町長の発言したことの趣旨。

それから、やはり観光開発をやるのはいいですよ、例えば。しかし観光客というのは、例えば館山に今来たら、バスで上がってきて桜の季節なら花見をする、ほかの季節は方々にいろいろな花が咲いているからいいなというけれども、あとはせいぜい観光物産館で買い物する、軽い食事をする、願わくば下の商店街とかでも買い物をしてほしいというんですが、私も逆にほかに行った観光客という立場になると、今のように本当なら鳥と一緒にさえずっていると、少しは虫がいるとかというのがわかるようにする。やっぱり、町のために観光開発に力を入れるというのはわかるんですが、自然との本当の共存ということが必要じゃないですか。

そういう意味で、改めてきのう生態系がなくなったという発言をしたこと自体と、今後そういう生態系を逆に言えば回復する、守るといのはどういうことなのかというのを、1点目お聞きしたいと思います。

2点目は、先ほども展望台デッキの崖崩れがどうか、雨水対策の話が出ていましたが、館山全体はどうなんでしょうか。去年の大雨で観音様の後ろのほうで崖崩れというか、雨が下のほうに流れていったために下の住宅地に被害がありました。それから、花を植えるためということで館山の方々の伐採をやったということで、そういったところの崖崩れ対策というか雨水対策はどうなんでしょうか。やっぱりこういったことは、ああいう最近では突発的な大雨が多いですから、よほどやはり注意して対策というものを考えておくべきじゃないかなと思います。ということで、2点目。

3点目なんですが、きょうこのように大勢の傍聴者、あと4階の委員会室などにもおいでになりますが、これまでの町長の答弁とかを見ていると、自分が幾ら観光事業に力を入れると

はいえ、そして町長ですからもちろん町政全般にも力を入れているんですが、これもある町民から皮肉を込めて私言われました。「何か、観光物産協会の会長がそこにいるんじゃないか」というような、花のこととかいろいろなことを議員から質問されると、一生懸命「観光雑誌でこういうふうにPRしているんだ」とか、議員としてこういう皮肉を言うのは申しわけないですけども、そういうふう感じている町民がいるということだけは、私はここで申し上げたい。

そして、やはり本当ならきのうまでの一般質問でそれは槻木の議員も、槻木のほうにも力を入れてほしいとか、そうしたら町長は「次の社会資本整備計画は、槻木のほうも将来考える」とは言っていますが、町民全体からすると長年保留された雨水対策とか道路の安全対策とか、ほかもですけども、そういったことに町長がこの観光事業のことを言うくらいの熱心さを持って言ったら、町民も本当に納得すると思うんです。何か、余りにも観光事業のときに、私は正直言って熱弁を振るうというか、町長としてほかのことに対してももっと力を込めた答弁等をしてほしい。こういうことについてどう考えるか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 済みません。静粛をお願いします。何回も起きますと議論になりませんので、ひとつ静粛をお願いします。

答弁をお願いします。

○町長（滝口 茂君） 舟山彰議員の生態系というのは、いつの時点を言うのか、まず。反論権がないのであれですけども。館山全体が史跡公園になっておるといのは、ご存じだというふうに思っております。展望デッキもそうですし、観音様周辺、あそこは一部除かれておりますが。生態系、実は本物の自然があるというのは、日本では屋久島の杉とか白神産地のブナとか、ほとんど日本の生態系で保っているところはありません。全て二次林でございます。人が人工的に植えて、人が里山を管理して、そして生態系というのを保ってきました。

今外来種で黄色い花、セイダカアワダチソウ、ああいうふうにして生態系はほとんど崩れております。船岡城址公園に、イノシシが出ております。今まで、イノシシなんか見たことはありません。阿武隈川から来なかった。生態系が崩れているから。ですから、生態系というのは、よくご存じいただかないといけないんですが、きのう白内議員に私がためた写真を見させていただきました。白内議員はどう感じたかわかりませんが、手を入れないと、あの山はやぶになるんです、ササやぶ。全体がササやぶです。平成19年度から間伐してきたから、そしていろいろなカタクリも山野草も見えるようになってきたんです。

そこを、舟山議員が足で現場を見て、その方々と一緒に山を見ていただきたい。私と一緒に

ぜひ歩くというのであれば結構でございますが、そういう受け売りはやめてもらいたいと思います。実際に山をごらんになっていただくとわかりますが、草刈りしないところはササやぶになっております。そういう現状なので、一部の生態系といいます、先ほど言ったように戦後は石切り場になったり、生活の場で炭を取ったり、畑にと、形を変えてきました。あるときには杉を植えたんです。杉は適齢期になっておりましたので、今回伐採しましたけれどもね。だから、わざわざさくら連絡橋をおかしいと言うために持ってきているような議論にしか、私には聞こえないんですね。

竹やぶがあります。あそこからおりることができませんでした、道がありませんでしたので。1本の道だけでした。今は、東から登れるようになりました。あの山を放っておくと、何回も言うように雑草の山でジャングルになってくるんです。そして、人の力では雑草は取れませんでした。小さな重機が入って、モタというんですが、絡んだモタを、ササやぶとかモタを取ったからこそ、今新たな生態系でいろいろな花が、野草が出てきているということもご理解いただきたい。ですから、生態系というのは一部ありますけれども、時代時代によってその生態系は変わっていくんだと。それとさくら連絡橋とは関係ないということでございます。

鳥がいなくなった、ですから、杉の木がなくなったので、カラスがいなくなりました。そういうことなんです。今その分、ちょっと館山の下のほうにいっぱいカラスが来ておりますけれども。ですから、もちろん生態系を崩さないように、今どんどん、実はきれいにしたんで今までと違った花が、野草が咲いておりますので、フユワラビなんかも当然大切にしながらいきたいなというふうに思っております。谷間についても、あそこは構わないでおくともうジャングルになって歩けませんので、それはきれいに刈って町民に喜んでいただきたいというふうに思っております。

ほかの事業について、力が入っていないというふうにおっしゃいました。これも、住民懇談会で私は説明をしてきました。今柴田町で平成24年度、一番力を入れているのが福祉です。それは、議会で記述していたから、わかると思うのね。その次に力を入れているのが、実は教育環境の整備、学校の整備です。その次に力を入れているのが水害対策です。

私はいつも言うんですが、議会というのは町民から意見を伝えるというのはこれは当然なこと、決まった案件については議員はみずから1町民に伝える義務がある。ここに平成25年度で完成する道路、一覧表にあります。上名生3号線、四日市場1号線、四日市場分水門設置、北船岡町営住宅2号棟、船岡新栄4号公園等々、完成する主なものがあります。継続中

のもの、富沢16号線、船岡東43号線、白石川堤外地環境整備事業、入間田30号線、前田排水路、上名生13号線、稲荷山用水路甲蓋設置等々、もちろん今回船岡西13号線の水害対策、それから船迫30号線、西船迫13号線、槻木72号線、船迫1号線、槻木143号線等々、きちっと配慮するように議会に提案していきたいというふうに思いますので、やはり議員の皆様にもやっていることも伝えていただかないと、「何だ」というふうになりますので、議員の責任としてそれはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

観光物産協会、町長がと拍手がありましたけれども、それぐらい熱意を入れないと、みんなの税金を使うわけですから、もちろん仕事に支障を来すようでは困りますけれども、それは言い方の問題だというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 町長、展望台の崖崩れと、あと館山の全体的な雨水対策。それじゃあ、答弁、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 館山全体のというお話でしたけれども、当然このごろの降り方がちょっと異常で、ゲリラ豪雨等々ということで表現しておりますけれども、館山ばかりじゃなくて各河川、あるいは道路等、そういうゲリラ豪雨等で被害が出た場合には当然、国の査定を受け、もしくは町の起債等で復旧をするということです。館山の一部西側という表現がありましたけれども、それにつきましては小規模山地災害復旧対策ということで、対策をとるということになっております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問なんですけれども、ちょうど昼食の時間になります。

ただいまから休憩します。13時、再開いたします。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例の質疑を続けます。

なお、傍聴者の皆様にお願ひがあります。傍聴者規則に拍手等の禁止もありますので、ご遠慮をお願ひします。

舟山彰君の質疑を続けたいと思います。再質問になります。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 町長の答弁で、生態系というところちょっと大がかりな意味なんだろうが、私が申し上げたいのは鳥とか虫が気楽にというんじゃなくて、安心してというところであれな

んですけれども、やはり人間が花を植えて大勢見に来るにしても、やはり鳥とかも夕方になれば安心して館山のほうに来るというような、そういう環境は残すべきだということを私は申し上げたいんです。そういう意味で、これからまたさらに館山の整備を図るということで、そういった観点もちゃんと考えているのかというのを、改めてお聞きしたいと思いません。

それから2点目は、今船岡駅前とかで「花のまち柴田」という看板があります。私は、前はホテル原田の脇あたりに「歴史と文化の香るまち」という案内というか表示があるんじゃないですかと。先ほどほかの議員からも、そういう歴史ということも、やっぱり館山あたりでも強調すべきじゃないかと。それで、先ほど町長がその杉良太郎さんが見に来たということがありますが、ここでお聞きしたいのは、私前、原田甲斐と柴田外記の慰霊碑が城塚を上った左上のほうにあるんですが、その案内というのがちゃんとなっていないんじゃないかと。やっぱり、館山に来た方がそういう歴史を感じるという意味では、ちゃんとああいとお墓とか慰霊碑とかの案内というのをもっと下とかに、スロープカーの上がり口とか途中の歩道とか、整備しておくべきじゃないかというふうに申し上げたんですが、今そういう点はどうなっているんでしょうか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目、町長答弁。

○町長（滝口 茂君） 生態系、これは当然守っていかなければなりません、先ほど言ったように生態系というのは範囲が広いんですね。ですから、どの生態系を守っていくかというのは大変難しい問題であるなど。もちろん、雑木林を残すということであれば、そこに鳥や虫が来るのは当然でございます。

これは、白内議員にきのうお見せしたあれです。これはシルバー人材センターの方、これは山、やぶです。ですから、これをきれいに刈ったことによって山野草が出てきているということもご理解いただかないと、「町長が全部生態系を崩して、山を切っているんだ」みたいなことを言われると、私も反論せざるを得ないと。ここに、これ10冊あるんです。やぶです、これ。全部ササ原。これをシルバー人材センターの方々にきれいにさせていただいて、そして今いろいろ山野草が生まれております。

ですから、やっぱり山は、雑木林はきれいにすることによって、鳥たちもそれから虫たちも、そういう配慮は今後もしていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 次、案内板のことについては、市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

その案内板等々については、実は今進めています。社会資本総合整備計画の中で、歴史観光ワークショップということで町民の方々を公募して参加していただいて、ことし2年目になります。その中でも、誘導標とか見やすい案内板ですか、そういったことの作り方なんていう提言もされていますので、これは5年続きで今やる予定ですが、最終的にはそういった声を現場の形に結びつけていきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 最後の質問になりますけれども、これまでいろいろこの件に関して正しい情報がどうかということで、議会がどういう議決をしたというのはもちろん町長が言うとおりで、私がどうこう言うことはないんですが、ただ我々議員として内部の事情というとおかしいんですが、例えば平成23年3月14日に23年度当初予算案を可決した、そのときは去年のあの震災の後で、役場の職員などはもうその対応に追われていて、我々は正直言って1回も予算案は逆に言えば審議できなかった、審査をしなかった、できなかったということなんですけれども、それでこの可決した後などに本当ならこの当時でいくと橋の設計料980万円について私なんかもっと聞きたいと思ったのが、そういう事情でできなかった。議員の中には、これで国のいろいろなお金は復興のほうに行くんで、残念ながら柴田町の観光事業の橋の予算というのはもしかしたら来ないんじゃないかというふうに、当時思った議員がいるということだけは今の傍聴者に申し上げたいというか。

それと、当初予算については平成24年3月15日、橋の設計委託料8,200万円を含んだ予算案でしたが、賛成が10人、反対4で可決とあります。ここで申し上げたいのは、この予算案の審議をする前、本会議で採択する前もなんですけど、議員の中には橋そのものは反対なんですけれども、町の1年間の予算案には反対はできないということで、予算案の採決のときは起立した。それで、賛成と思われた。ところが、ことしの議会懇談会あたりなどでは、そういうことでその議員さんも橋も賛成なんだろうというふうに理解されたというか認知されたというんでしょうか、ですからそういうこともあるということを私はここで改めて申し上げたいと思います。橋そのものは、反対だという議員ももっているんじゃないかということです。

最後に町長にお聞きしたいのは、我々議員からすると、本当ならさくら連絡橋みたいに6億円もかけるものは、1つの議案として出されればさらにこのように議論が進むと思うんです。それが、国から補助金をもらう関係で総合整備計画ということがありますけれども、全部当初予算、補正予算の一部ということで出てきていますよね。私も、ことしの3月15日そういう議決の結果になりましたから、その後はもちろん議会の議決ということでそういった

補正予算ももちろん賛成というか尊重はしました。だけれども、聞きたいというのは本来なら先ほどまちづくり政策課長が「もっと早く例えば出すべきところもあったかもわからない。少しは反省すべき」という答弁をしていますから、本来はこのさくら連絡橋だけのことをもっと早く単独で町民に知らせる、または議決するとかという、そういう考えはなかったんでしょうか。できなかった、国の補助金絡みだからできないと言えればそれまでですけども、本来は我々議会としても単独の議案として出してもらうくらいの内容ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 議員さんでございますので、「審議」と「審査」は分けて議論してこないと、何か町長が何もしないで議決したみたいな、議会は自分で自分の首を絞めることになりますよ。あのときは、町長に当初予算の総括質疑を本会議でしたんです。審査については、予算特別委員会に付託をすると、付託というのは審査です、これは。これができなかったということです。そして、本会議はここではできませんでしたが、一応本会議で私参加したのか、ちょっと防災服で参加したような気がするんですが、きちっと賛成、反対、討論を経て、そして議決したと。だから、手続上瑕疵がないと言ったのはそこなんです。審議はしたんです。審査ができなかったということです。

それで次、6月議会、これについては社会資本整備、具体的に予算案に出して、そして全会一致で可決をいただきました。広沢議員さんがそこを失言して、9月議会でたしか陳謝をされたといった、あの議案です。ですから落ちついて、3カ月後に落ちついてこの議案で本会議で可決しました。そういうことを町民にお話ししていただかないと、議会が何も審査をしないで決したと。

それで、じゃあ今度決算はどうだったんでしょうか。平成23年度決算。12対4で、反対の方4いらっしゃいました。そのとき、反対討論・反対討論いたしました。じゃあその執行状況、それについては12対4で、23年度手続がおかしいんだから、12対4で可決される数ではなかったのかなと。ところが23年度いろいろあったけれども、総合的に予算の執行に問題がないということで、14対2で可決をいただいたと、そういう事実を町民にお話ししていただきたいということです。

ですから政治というのは、私も広沢議員と議論したんですが、全体の案件で、1つの案件で反対のときは反対と述べました。12対4のとき。ですから、議員の方には全体にこの分は反対するところがあるけれども、予算案については全体総合調整をして、やむを得ないという

判断をして可決された方もいらっしゃると思います。人それぞれだということです。ただ、結果としては、議員としては責任を持ってもらいたいと。どこの小学校でも、民主主義のルールで決まったことに対しては従うと、そう議員必携にも書いてあります。私はそこを言うわけですね。

ですから手続上に瑕疵がないという表現をさせていただいたのは、審査はできなかったけれども審議はしたと。決算についても、手続上問題があったんだけど、お二人の方がやむを得ないと多分判断していただいて、23年度のさくら連絡橋も含む決算についてはご賛同いただいたのかなというふうに思っております。予算案については、1つだけ切り離してということ、私はできないというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに、14番星吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 14番星吉郎です。今話題となっておりますさくら連絡橋であります、私は別に「槻木だから」「船岡だから」というわけではございませんが、このさくら連絡橋は槻木の町民にしてみれば、「どこで」「なぜ」という話が淡々と出てきているわけであり、賛成・反対ではなくて、町が一步前進するのは私は大変うれしいことではありますが、離れた槻木地区におきますと冠水問題、そしまた狭い幹線道路の不備、基盤整備がまだまだできていない。そんな中でその連絡橋が今6億円、3億円という話が出ているんでありますが、実行してよろしいのかと思うような町民の声がひしひしと伝わってきているわけであり、

そこで町長に聞きたいんですが、町長は先ほどから並行して進めていくんだと話しておりますが、この事業を例えば四日市場1号線、平成10年に私が一般質問したのが現在進められようとしている。完成しようとしている。しかしながら、北部地区に行きますと幹線道路が全然進んでいない。今回の一般質問で話したわけではありますが、それが並行で進むということは、どのように進められるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 星議員さんもおわかりだと思うんですが、社会資本整備総合交付金、こちらは公園系統。それから道路については、その社会資本整備総合交付金をいただいて、四日市場1号線、それから上名生3号線、富沢16号線、のせて採択されたと。実は、あのときに政権がかわりまして、公共事業から人へという、実は柴田町はゼロ査定でございました。ところが、町民の方にお話ししているので県の余った予算、四日市場1号線は多分何百メートルとあったと思うんですが、そのときに50メートルでいいから、とにかく社会資本整備総

合交付金にのりたい、のせてもらいたいということで、「わかった」と。県ではじゃあ「50メートル分だけつけるから」というふうにして出発した経緯がございます。ごめんなさい、30メートル。それが今では、来年度完成予定なのが前倒しでこうやっている。

ですから、聞いている皆さんにご理解いただきたいのは、皆さんからお預かりしている金では道路は整備できないということなので、常に国の交付金を活用しながらでないと整備はできない。国のほうは、柴田町だけによこすわけにはいきませんので、枠があるということなんです。槻木できのう話題になりました都市計画道路、ありましたね。星議員から質問ありました。槻木駅から4号線まで、本当は平成17年に都市計画道路をつくる予定で、私も参加しましたので。ところが、新栄通線が先になった。同時並行はやれないわけですよ。なぜか、県は同じ市町村に2つの路線の採択はしないと。ですからおくらせている。そういうことで、町長の力だけでは道路整備ができないと。ですけれども、やっとな富沢16号線の用地買収に入りましたので、これからいよいよ入間田、葉坂とかそちらのほう、富上からも要望がありますので、それを順次国の採択にのせないといけないということなので、国のほうにそろそろ2路線としじゅうに終わりますので、新たに追加できるように努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○14番（星 吉郎君） その話は、むろん重々わかるんですね。しかしながら、町民はさくら連絡橋の話をしますと「何で冠水問題が完成していない、しかも道路問題等々が山積しているのに、なぜそっちのほうを早くするのか」と言われる。そのスピード的なことに対して、みんな反感を持っていると私は思うんですね。ですので、もっと時間を置きながらこのことを進めれば、もっと穏便にできるのかなと思うんですが、町長の話をちょっと聞きたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今槻木に一番投資をさせていただいております。槻木中学校がいよいよ来年の2月に、そのお金13億円かかっております。それから、槻木小学校の大規模改修、これは1億4,000万円だったと思うんですが、その辺やっております。道路もやっております。ですから、確かに細かいところはこれからやらなければなりませんし、水害対策についてもお答えしましたように国のほうで調査も入っていただきましたし、それから名取用水を下げる工事、これも予算をつけて、ちょっとおくらせておりますが、まず名取用水を下げる工事入っております。

ですから、自分のところだけ来ないと反対はしますが、もう少し全体の目で見えてほしいとお話しいただきたい。というのは、槻木地区は現在人口がふえております。住みやすいところだという評価もいただいておりますので、そういうこともお話ししたいというふうに思っております。ですから槻木、今から143号線というのもやりますし、槻木72号線、これも来年度の予算に入れさせていただいております。入間田30号線は継続でやらさせていただきますという事です。ですから、さっき言ったように、町民の方にも一般財源で全部やれないんだと、そこをお話しして、今やっとな槻木地区の幹線道路、それからあれは乾先生の裏の狭隘道路、それにも着手するようになりましたので、随時これからそういう問題についても同時並行でやらさせていただきたいというふうに思っておりますので、そうお伝えいただきたい。もしわからないというのであれば、出前講座でもやりますので、状況を説明させていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。

ほかに。2番佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子です。何問か質問させていただきます。

先ほど町長の答弁の中に、昭和45年につくられた売店という言葉が出てまいりました。その売店のことで、このようなことが載っておりました。ホームページやチラシの中に載っておりましたことなんですが、「以前の観光売店と、現在のさくらの里の売り上げ状況の比較は」と書いてありました。このことに対して、現状はどうか、その内訳をお伺いいたします。それが1つ目です。

それから、このようなこともありました。「毎日、友人と船岡城址公園と桜並木をウォーキングしているが、桜の花のシーズン以外人影を見ない」との意見がありました。公園は整備がされてから結構上っている方がいらっしゃるとは私は感じておりますが、町長は毎日のように山に行っているのではないかと伺わされておりますけれども、町長の目から見た公園の人の動きをどのように見ているか、お尋ねいたします。

もう一つは、住民は「さくら連絡橋は無駄遣いだ。むしろ町民税を下げしてほしい」との意見もありました。これは可能なことなのかどうか、それも伺います。また、重複になるかもしれませんが、「さくら連絡橋を建設しても財政上問題ないのか」という指摘がございました。そのことについては、私はこれまでいろいろやっていると考えております。そしてまた、返済額から見ても財政上建設は問題ないと考えております。そのことを町長はどのように思われるか、もう一度改めてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長、1点目、売り上げ比較。

○商工観光課長（小池洋一君） まず、産直関係の売り上げなんですけれども、4月から11月までで件数として3万6,829件、売り上げで2,745万7,610円ということで、平成23年度については5月からなんですけれども、売り上げはずっと伸びてきているというような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、桜シーズン以外のということで、町長。

○町長（滝口 茂君） これは、その方の見方による、時間帯によるのではないかなというふうに思っております。その方は何時ころお歩きになっているかわかりませんが、私は冷静な目で見ていただければ、城址公園でいろいろな人にお会いしているという事実です。この傍聴席の中でも、恐らく今までだったら行かなかった方に何人かお会いしております。なかったことです。ですから、前よりは着実にお客さんはふえましたし、12月に展望デッキのところに歩いて行くというのは考えられませんでした。観光物産交流館前に、前につくろうとした古い売店のときには、いつも言っているんですが、ワンちゃん10匹と飼い主10人と、ワンカップで飲んでいたのは事実です。そういうのを、私目にしております。多分その方は、そういうのを目にしていないのではないかなというふうに思っております。

ですから、新しい観光物産で3万人が来ているという事実があります。これをどう捉えるかということです。それでも、まだまだ村田町には及びませんので、頑張って村田町に追いつきたいなというふうに思っています。そのためには、やっぱり町民に言って、「ああ、きれいなところだな。これは自分たちの誇りになるところだな」と言ってもらえるように、もっともっとPRしなきゃない。それから、ターゲットを仙台とか全国とか、そういったところに絞って旅行会社とか観光業者の方々のご意見もいただいて、戦略を練っていく必要があるんだろうなというふうに思っております。ウォーキングもノルディックウォーキングもお会いします、ということを申し添えます。

それから町民税を下げる、今名古屋の市長さんがおっしゃって、町民税を下げるということなんです、町民税を議会の議決があれば下げられないことはないと思います。ただし、その分これからの事業ができなくなる、それを覚悟するかということです。先ほど秋本代表は、「将来に現金がなくなる。借金がふえる」と言いました。さくら連絡橋3億円、まだ借金はしておりません。その前に、不二トッコン跡地4億4,000万円、借金をもうしてしまいました。この論理から言うと、不二トッコン跡地は要らないということにもつながりかねません。不二トッコン跡地の後に、総合体育館を建てます、15億円の規模で推計しております

が、借金は12億円です。その後に、本格的な図書館が待っております。

住民税を減税、下げると、簡単に言っているのかということです。そこまで考えて、町民で議論して、そちらのほうは当面あきらめる、いろいろなサービスをあきらめる、先ほど水害対策でも現金でやる分、少なくなるわけです。問題は、あなたのところは税金は少ないんだから、別な意味で地方交付税が減らされるという心配、これは税務課長に後でお答えをさせたいというふうに。そういうことがあるので、そういう扇動的な話を、実は今回流布されておりました。そういう一面だけで一方的にやると、誰も税金を上げてというふうに言うよりも、下げるとするのは当たり前の話です。そこを納得させて、今回の消費税のように将来反対する人、多かったですよ、あれも。でも、3党合意でやむを得ないということで議会で議決をしました。あれをもとに戻す、簡単、みんな税金上げるの嫌だから。「そうじゃないでしょう」と、政治は。そういうことを、私は問いかけていきたいなというふうに思っております。ですから、簡単に町民税を下げるというようなことは、私は言っちゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

さくら連絡橋の財政上の問題、これは不二トッコンの跡地を取得したときに、ある政党の方が町にチラシをまいていただきました、「大丈夫だ」と。日ごろちょっと、財政上では意見が合いませんけれども、ここだけはピタッと合いまして、客観的に評価してくれる方がいらっしまったということでももちろん、体育館も平成25年度から建てますとか、図書館を28年度から建てます、こういうことは当然言えないんですが、そこは財政状況を町長は考えながらやっているわけですよ。なるべく公債費、借金が余り足かせにならないように、12億円台にとどめた借金をしていきたいというふうに思っております。

今まで約20億円の借金払いをして、苦しんできた経験があります。今は15億円まで下がりました。来年は13億円に下がります。借金をしないと、実は皆さんの要望する施設が建たないんだ。だから、そこをやりくりしながらやっていかなきゃない。一方的なデータで、さくら連絡橋は要らないんじゃないかとおっしゃる方もいますけれども、その前にじゃあ不二トッコン跡地4億4,000万円、もう借金してしまいました。その辺はどうか、全体的にやっばり考えていかないと、一面だけ批判したりしていて果たして町はよくなるかということ、私は問いかけたいと思っております。

財政上の問題については、財政課長があと詳しくお知らせするのではないかなと思っております。

○議長（我妻弘国君）　じゃあ、税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

町民税の税率の引き下げの件につきましてお答えいたします。町民税の引き下げ、先ほど町長が説明いたしましたとおり、議会の議決を得れば、同意がいただければ引き下げは可能ですけれども、きょう河北新報のほうに、他町のことで大変申しわけないんですが、隣の大河原町の件が載っていました。先日の町長選の公約として、「町民税を5%引き下げます」という公約がありましたけれども、きょうの新聞で昨日「それが守れない」ということで、町長のほうから説明があったということが報道されております。

それは、まず5%下げるということは、それだけ自主財源が先ほど言いましたように少なくなる。それに伴いまして、国から見ますと柴田町はそれだけ、自主財源を下げるだけ余裕があるのであれば、交付税を引き下げますということで、ほぼ同額に近い額で引き下げが行われます。ということで、大河原町でもそういう危惧から、やはり自主財源の5%引き下げ、町民税の5%引き下げはできないという判断がなされて、ほかにも事業をやるということがいっぱいあるということで、引き下げを断念したという記事が載っております。

ということで、引き下げにつきましては柴田町の場合は標準税率といわれますものを使っておりますので、全国ほぼ同一の税率で課税させていただいているところです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今、詳しくご説明いただきました。その中で、やっぱりさくら連絡橋の財源上の問題ですけれども、持っているお金でつくるということは、本当に個人においても同じことが言えると思いますけれども、私の場合はちょっと自分のことになって失礼ですけれども、今回震災で実家が住めなくなりました。それで、家をどうしても建て直さなければならぬことになりまして、やっぱり借金したんですけれども、やっぱり持っているお金で物をつくるということは、大変難しいことだと思います。

それに対して、今回3億円で6億円の事業ができる予算がついたということは、本当に町にとって喜ばしいことではないかなと、私はそういうふう感じておりますけれども、町長はどのように思われますか。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 3億円には直接的な投資効果、事業6億円ですね、これは直接的な投資効果、この議会でもお話をしておりましたけれども、仕事がふえることは間違いありません。地元の業者がとるか、どこの業者がとるか分かりませんが、そういう経済効果があることは間違いございません。

それから、そのさくら連絡橋ができることによる波及効果なんですけど、これにつきましては産業連関表という数値一式があるんですが、柴田町の小さな自治体ではそれは適用にならないということなので、なかなか経済効果を算出するというのは難しいんですけども、現に人が集まってきておりますので、これを人をふやすことによって体力づくり、健康づくりはもちろんのことですね、ウォーキング大会を呼んできたり企画をすることによって、私は人も集められるんじゃないかなと。そのときに、新しいサービス、それから商品、特産品、野菜を買っていってもらおうと、そういう戦略を持ってやらないと、この町は何で皆さんの福祉サービス、税収を上げていくのかと。具体的な案が今のところないわけです。ですから、観光まちづくりをみんなでやっとうと、これは1つの柱ですから。もちろん企業誘致もやりますし、きのうお話ししたカンフル剤としてリフォーム住宅をやったり、商品券を発行したり、いろいろな手を使ってとにかくこの町に仕事と雇用をふやすように、仙南地方に仕事と雇用をふやすようにしていくのが、我々に今求められることではないかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） そうですね。柴田町として抱えている観光に力を入れるということで、やっぱりそれを重く、それを重心にPR活動をいっぱいしまして、今回の杉良太郎さんの件もそうなんでけれども、それに歴史のことも含めて多くの全国各地に負けなくらいの歴史の柴田町づくり、観光まちづくりを行っていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいですね。

ほかに。4番高橋たい子さん。

○4番（高橋たい子君） 大分質問が続出しておりますが、私は連絡橋を考える会の指摘事項の中からお伺いしたいと思います。

1つは、橋をつくることによって、多額の維持費がかかるといったことがございました。このことについてお願いいたします。

それから、橋をつくるよりも踏切をつくることのほうが経費がかからないということも言われております。このことについても、伺います。

とりあえず2点。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

初めに、維持管理ということですが、検討委員会、今回橋の形式を決めるのに、一般公募いた

しまして、町民の方に参加をいただいて、最終形式決定いたしました。そのときにもいろいろ議論がなされまして、耐候性鋼材ということで、色の塗りかえとかそういったことのない、より経済的なもので考えなさいということがありまして、詳細設計をせんだって発注したところで、具体にはその中で明らかになっていくところなんです。多分100年で5,000万円からざっと1億円くらいでしょうか、メンテナンスはそういったオーダーになると思います。今100年計でちょっと考えているところです。

それから、踏切のほうが安いのではないかとということなんです。せんだってNHKでもやっていた事故の関係も報道されていましたが、基本的には平面交差は難しいということです。槻木高架橋、県道をつくったときにも、村田街道踏切が閉鎖になっていました。基本的には平面交差は難しい。1つ道路で上を越すときでも、たしか4号踏切といったと思うんですけれども、そういったものについては閉鎖しなさいという新たな条件もつくぐらい、踏切をつくるということは非常に難しいことだと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（高橋たい子君） それから、町長の意見書とか皆さんの質問の答えとちよつかぶるかもしれませんが、補助金頼みの行政でよいのかということでは、私は補助金なしでの行政運営というのはできないんじゃないのかなというふうに思いますが、その辺のところをお願いいたします。

それから、もう一つなんですけれども、考える会のこの直接請求に関する署名と、「新規事業をとめないでください」という署名のことだと思うんですが、署名のレベルが違うということも指摘をされておりますが、この辺町長はどんなふうにお考えか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。2点、町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほども申しましたように、柴田町は100万円のうち40万円しか、町長は直接町民、それから企業のほうからお預かりできません。あとの60万円をどうするかということになるわけです。そのうち、大ざっぱですけども、わかりやすく説明すると40万円は国県からお金をもらっているということです。80万円、あとの20万円は借金をしなきゃない。大ざっぱに言っていますよ。そういう仕組みなんだということ、やはり私も町民にあらゆる機会にお話をさせていただいております。

国からなぜ補助金をもらわなきゃないかということ、大きな事業は現金ではできないということです。町民の皆さんも、お家を建てる時、2,000万円の住宅、ローンと出せる人はいませんよね。親から借りたり、銀行にお願いしたりして、事業を組みます。役場も同じです。補

助金は、交付金は1,000万円の事業をやるときに500万円しか来ないんです。あと、全部借金させてくれるかと、借金させられない。75%しか借金させられない、25%は現金を持たなきゃいけないということです。皆さんのお家でも、先ほど言った家を建てる時頭金、必ず銀行に言われますよね。あれと同じで、100万円のうち50万円は補助金ですね。その次の50万円分の25%、幾らになりますかね。12万5,000円ですか、それは必ず現金を用意しなきゃいけない。だから、現金が少なくなった小泉内閣のときに現金を少なくされてしまったので、柴田町は事業ができなかったということなんです。

補助金をもらわないで現金だけで総合体育館、正直言って、はっきり申し上げますとできません。全部借金をしろということになります。片一方で、借金することはけしからんと。私から言うと、矛盾しているとしか言いようがありません。

ですから、ある程度補助金を活用しながら、ある程度借金を背負いながら、ある程度現金を用意して、これから目指す総合体育館をつくっていきたくて。ですから、去年から少ないんですけれども、貯金を始めたということです。その辺も、やはり町民の方にもう少し理解をしていただかないと、本来の意味で「役場は何しているんだ」と言われますけれども、4割しか現金がない。その4割は全て福祉と学校でなくなっているのが現状です。役場の職員の給料も、皆さんからお預かりするお金では賄えない、それが実態です。柴田町は、それでもいいんです。100万円のうち40万円集められるから。ほかの自治体は、30万円とか20万円しか集められません。地方交付税というお金をもらっている、我々ももらっていますけれどもね、そういうことなんです。ですから、補助金だなんて格好よくチラシに書いてありますけれども、それもきちっと私はお話ししているので、できればそういうことも間違いだったというふうに、ぜひ書いていただきたい。

というのは、私も観光プラン体系というのができていないのではないかと指摘されたときには、きちっと謝ってやりました。そのときには「やっぱりそうだろう」と、チラシでまた攻撃されましたけれども。自分たちはどうなんだと、そういうこともあるのではないかなというふうに思っております。

それから署名活動、レベルが違うのは当然です。こちらは、法律に基づいて署名をやって、法律に基づいて必ず議会にかけなければならない署名活動です。もう一つの5,040は、要望書です。これも、大きな枠で認められている要望書です。お互いに、両方とも住民の意思の反映では、正式な取り扱いになると。ただし、法的拘束力はないと。だからこそ、この住民投票請求は、厳格な手続に基づいてやらなければならないというふうに思っております。

先ほど柴田代表は、それだけ大変だったと。じゃあ、その中身はどうだったのかということも、私は聞いてみたい。本当にきちっと手続をやって、きちっとした形で全部やりましたと自信を持って言えるというのであればいいですけども、恐らく私の情報に入ってくればどうなのか、別な情報もありますので。ですから、そういう点も考えて皆さんにお伝えしないといけないのではないかなと。いつまでたたって反目し合うだけというふうに、私はなってしまうのではないかなと。

さくら連絡橋は、柴田町のためを思って、桜を全国に知らせるための手段の問題です、手段の問題。誰も柴田町をおとしめるためにとか、それはお互いに柴田町をよくするためにやっている活動でございます。若干その手段が違うだけでございますので、それで私は町を二分するところまで行ってはいけないのではないかなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 連絡橋を考える会の指摘事項の中には、「桜の木を伐採すると桜の並木が見られなくなる」とか、それから「桜の保護・植栽をどうするのか」というふうなこともありました。町長にも前に答弁いただいているわけなんですけど、再確認の意味でこのことに関して桜の保護とか育成に、今回考える会の代表、またそれにかかわった方々、どのように桜に関してかかわりをいただいているのか。午前中の答弁にもあったと思うんですけど、再確認の意味で伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町長（滝口 茂君） お互いに、片一方では「切るのはけしからん」、要するに桜を守ろうと、これは大変友好的な桜を愛している方々の思いだということは理解できます。ですけども、やはりそうであれば私が7月29日の槻木で代表に、「さくらの会の植栽活動、10月、11月だったかな、ありますので、ご参加してください」と。「わかりました。我々も桜を愛するんで、少し汗をかきましょう」という話だったら、私は理解できると思います。「桜の保護計画がないんじゃないか」「保護していないんじゃないか」とおっしゃいますけれども、さくらの会のお話をしますと、「今老木とはいえ元気に育っている老木を、計画どおり更新して切るというのは、なかなかこれは難しい」と。ただ、一部枝が枯れていたり、もう見るも無残なやつについては、切らざるを得ないというふうに思っておりますが、なかなか今そういう状態でないのを、計画を立ててやることはできないと。ですから、柴田町はテングス病とアメリカシロヒトリですか、それでまずは保護費として430万円、平成24年度予算化しております。これについても、多分ちょっと私のほうからお伝えしているのではないかなとい

うふうに思っております。

さっき午前中に申し上げましたように桜の木、代がえのする木ですね。もうそろそろかわるので、船岡城址公園に平成20年、21年、22年、5年で219本植えさせていただきました。実は、もう船岡城址公園に植えるところはありません。なぜかという、大きな木を伐採した後に植えますと、「いや地」を生じて木が育ちません。さくらの会さんに一生懸命植えていただいているんですが、桜と桜の間に植えた桜の木は細くて、なかなか日が当たらずに伸びられない木もございまして。ですから、そういった意味で私は一緒に桜の木を植えていく、そういうふうにしてきょうここにいらっしゃる方々、ぜひ来年もまた植栽活動をやりますので、そのときには参加していただけるようお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 先月、「町長とまちづくりを語る会」というのを開催したというふう聞いております。こういった運動が起きてのことですから、いろいろ準備をなされて行ったんだろうというふうに思います。私は残念ながら、その現場には行っていません。どのくらいの方がそこに行ったかも確かめていないので、これは一応確認の意味でお聞きしたいと思うんですが、どのくらいの方が出席されて、その時期も時期ですから反対の運動をされている方、そういった方がどういった参加をされたのか。その辺、会議の中でどういった意見が展開されたのか、その辺をまず確認したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

「町長とまちづくりを語る会」というようなところで、まちづくり政策課のほうで10月から計画を進めておりました、なかなか10月、11月は行事がありましたので、その辺のすき間をというか、関係者が出席できる日程を調整しまして、11月25日に実施というようなところで、町の情報提供をするには3カ所、中学校単位の行政区を含めたところで必要だろうということで、まず午前中においては役場、保健センター4階で開催させていただきました。時間は10時から12時までの間で行っております。

この案件については当然社会資本総合整備計画、これをメインにこれからの町の財政の中期計画、それから今後、後期計画で予定されています総合体育館に関連した防災公園の計画、それから住民投票条例の案というような3本立てで会議を開催させていただきました。この配布資料につきまして、町長が懇切丁寧に町の仕事と予算というようなことから踏まえまし

て、全てで約50分の時間をいただきまして説明、その後それに答えるような形で意見交換と
というようなことをさせていただいております。

特に船岡地区においては、昨日の一般質問でもお答えしておりますが、賛成の方が多かった
というか、反対の方がおりませんでした。まずお一人の方については、「観光ボランティア
を育成してほしい」というようなところでした。それから、踏切というようなことがありまし
た。実は、かねてから館山を散歩しているという方なんです、やはり桜の季節、踏
切を横断する方がというか、昔の鉄道を横断する方がいると。こういうようなことで、事故
が起きないかということをお心配していたという、そういうような意見が船岡のほうで
は出されております。

それから、午後からです。船迫生涯学習センターでは約37名の方に参加をいただきました。
この中においては、賛成、反対というところで、初めに賛成という方の方の概要で
す。さくら連絡橋という名前だけじゃなくて、もっとインパクトのある名前にしてくれとい
うようなところでした。実は、景観に合った桜のイメージが湧くような橋の名前にしてほしい
ということです。それから、桜の時期だけでなく紅葉の季節、秋にも観光客を呼べるよ
うなイベントをつくってほしいということです。それから、さくら連絡橋ができた場合、車
で見に来る方もいますので、やはり城址公園側のほうに駐車場の整備をお願いしたい。それ
から、あとトイレです。土手のほうにも仮設トイレの整備をお願いしたいということです。

反対の方の意見として、観光客が減少したらその責任は誰がとるんだというところ
です。それから、展望デッキから橋までの高低差については、お年寄りにはきつい勾配ではな
いかということです。それから、橋の自殺者対策はどのように考えているのかと。それか
ら、あと観光事業というように話を進めているが、やはり行政、商工会だけでなく
て住民を巻き込む必要があるのではないかということです。それから、館山のカタクリの花
は木を伐採したことにより自生しなくなったという、こういうような意見も出されて
おります。

それから、情報公開、情報の関係でした。柴田町独自で計画を進めるというところで
、事前にいろいろな手段でやったにもかかわらず、情報が伝わらなかったという
こと、これの反省も踏まえましてもう少し工夫をしてほしいということです。ただ、町だけの
一方通行の情報だけではなく町民自身も、我々自身も情報を得る努力は必要だと、こうい
うような内容でした。

それから、槻木生涯学習センターでは夜6時から8時まで開催させていただきました。33名

の方に参加していただきました。1日間3カ所で、総勢85名というような合計になります。

特に槻木のほうで意見が出されたのは、さくら連絡橋、総合体育館は私たちの税金を使って建設するという事です。必ず必要だという判断で進めているのかというような意見をいただいております。それから、土手と船岡城址公園を結ぶ橋がなぜ必要なのか、理解できない。美観を損ねるといふようなところでは。

それから賛成の方は、たまたま地元出身の方じゃなくて他県から柴田町に来た方です。その方については、昔住んでいたところが桜の名所というふうなところで、そこにはお堀に橋がかかっているということで、桜と橋というふうな、そういうふうな形で大きな観光地になっていると。ですから、手段によってはさくら連絡橋も桜と橋と、この関係でうまく観光資源になるのではないかと。いろいろな活用方法を考えてほしいと、こういうふうな具体的に意見をいただいたり、お答えしたというふうな内容です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） これは、3回とも町長は出席されたのかどうか。その辺ちょっと確認いただきたいんですけども、そのときのこれも一方的な話になるかもしれませんが、先ほど代表の方は大半であるとか、大多数の方が反対しているというふうな表現をされましたので、そこは個人的にどんなふうな雰囲気を感じて受けとめたかというところの報告をお願いしたいと思います。

それからもう1点、午前中の陳述のところでは代表の柴田さんが述べられました、飯舘村の避難所、住宅に生活されている方のお話で、大変私もかわいそうだなという表現が合っているかどうか知りませんが、大変だなというふうな思いで聞いておりました。私があれを私自身に相談されたら、どういうふうに答えなきゃならないかなと思って伺っておったんですけども、多分そうならば私は「いや、それはできないんだ」というふうに答えざるを得ないかなというふうに思います。税金を使ってあの人たちを助けてくれということなんで、その気持ちはわかりますが、柴田町の税金、それを使って飯舘の人を救うことができるのか。「できないよ」と言ったら「冷たい」と言われるかもしれませんが、私らは感情で判断するのではなくて、やっぱりみんなの税金を冷静な考えで使わなきゃならないというふうに思うと、なかなか気持ちには乗れないなというふうに思うわけで、断らざるを得ないかなというふうなことになったわけなんです。この辺、税務課長か財政課長、何か救う手だてでもあるならば教えていただきたいと思いますが、この2点、質問いたします。

○議長（我妻弘国君） 最初に、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 語る会の出席者です。3会場とも、町長、副町長、教育長、財政課長、生涯学習課長、都市建設課長、市街地整備対策監、まちづくり政策課長、計5名がメインになって進行をさせていただいております。

○議長（我妻弘国君） 町長、大多数……。

○町長（滝口 茂君） この議会でも、「大多数の人は反対だ」というお話がありました。私も、どういう部分に反対なんだろうというふうに一応準備をさせていただきました。船岡がスタートだったんですが、ほとんど反対という方は実はいらっしゃいませんでした。15人だったかな、15人、反対の人はいらっしゃいませんでした。それに、署名活動をしている方も来ていらっしゃらなかったからかもしれません。

船迫では、驚いたのは最初に、「どうせさくら連絡橋をやるんなら、ネーミングをきちっとしなさい」ということで、「空中回廊」という言葉が実は出てきました。それは、船迫の団地の人からなんです。ですから、いろいろな方がいらっしゃるんだと、改めて思ったところでございます。

槻木については、やはり「景観を害す」という方もいらっしゃいますし、「これを利用して」ということなので、町の中にはいろいろな思いの方が、賛成・反対もあると、それを調整していくのが私は議会ではないかなと。一方的に、全てではないということが、今回の数にもきちっとあらわれているわけですね。全員反対だったら、半分以上であればまた話は別だと思います。わずか、実に8%の方が署名したということです。ですから、町の中には両方の意見があると捉えるのが普通ではないかなというふうに思っております。

心情論と政策論、柴田町を預かる者としては、そのために復興税というものを全国の皆さんにお願いして、そして今復旧・復興に当たっているわけですね。そういった意味で、みんなで支えている。柴田町だけが支えているわけではないということです。その税金についても、なかなか進まないのはやっぱり「津波に遭った、そこに住むのか」、ここが家族の中でも分かれているがためにおくれているわけですね。それが早くクリアされて、沿岸部の人の復旧、これを全力でやっぱりお願いすると。

それから、放射能の方々についても、本当に気持ち的には連帯するような気持ちでやっていかなきゃない。柴田町では、できることとして、来年柴田町に初めて住まれた方、避難している方にお通知を出して、「柴田町はこういう町ですよ。いいところがありますよ」と、そういう交流会、それを進めようと思っております。ですから柴田町でやれるところ、そういうこともちゃんと考えてやっているということもここでお話をさせていただきたいというふう

うに思っております。

税金の関係、もし補足があれば。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、よろしいですね。

ほかに質疑ある方、手を挙げてみてください。大坂さん1人ですね。じゃあ、大坂さん。

○11番（大坂三男君） 待ちに待ちました。最後になりました。

町長の意見書9ページ、ちょっと下のほうに「既に対外的には法に基づいた効力が発生し、事実関係が積み重ねられておりますので、今後の混乱を招かないためにも議会制民主主義の基本である議会の議決を踏襲すべきであると考えます」というふうになっております。この「事実関係が積み重ねられておりますので云々」ということが、どういうことなのか。どういう事実関係なのか、ちょっと少し詳しく説明をお願いしたいなというふうに思います。

それから、「議会制民主主義の基本である議会の議決」、これについて町長の立場で述べられておりますが、今まで先ほど舟山議員もいろいろな経緯があって、そのときそのときに賛成したり反対したりがあったと。実は反対なんだけれども、賛成してしまったとか、人のことだったんですがそういう話もあって、ぜひそういう話は本人から言っていただくのが一番いいかなということで、この上のほうにいろいろ経過があって、非常に賛成・反対の数字が動いたり、それぞれの理由があってこういうふうになっていると思うんですが。

特に、平成23年度についてはやっぱり「審査」と「審議」という、議会が全くなかったということではなくて、ああいう緊急事態で予算審査ができなかったことも含めて、我々議員は採決を行ってその予算案を決定しているんですから、決定した後でいろいろなことを言うというのはいかがなものかなということもあったりして、やはりその辺が議会に対して住民の方々からある種不信感を抱かれる原因にもなっているのかなというふうに思いまして、議会も反省しなければならぬところだというふうには思うんですが。

この議会の議決ということについて、議会が議決すれば町の事業として決定して、それに基づいて執行されると思うんですが、多分今回こういう形で何年かにわたって何回も議決されて進んでいる事業が、議員がまた前にしました態度と違うような言動をしたり、こういうある種ちょっと不正確な情報を住民に流されたことによって住民に誤解を与えて、こういう請求活動みたいなものが起きていると。こういうある種混乱状態になっていると、議会で決まって町として決定した事案が。こういった場合に、職員として行政の執行員として、どのような思いでおられるのか。例えば職員の代表の方、総務課長でもいいんですが、ちょっとその辺困ったなということであれば、あるいは議会の議決事項にどう職員として対処していく

のか。もう決定して仕事が進んでいることをどうやって職員の業務として捉えていかなくちやならないのかなというふうに、ちょっと私心配してあげているんですが、その辺どのような考えをお持ちなのかなと。意見書に対しては、その2点ですね。

それから、さっき非常に重い署名だと、直接請求は。手段として、あるいは厳密ないろいろな規則の中で進められているんだから、レベルが違うみたいなこともおっしゃっていましたが、それは私もやはり違うと思います。これはこれ、そういう趣旨目的に沿った法律にのっかって、だからこそ議会にかかって議会が決定するというようなルールになっているんですが、今回の署名簿、私も縦覧いたしました。というのは、私もかなり前に直接請求の代表者としてこういう運動を起こしました。先ほど陳述者の柴田さん、名前何回も出ていますから言いますけれども、代表がおっしゃったのは「初めてだと、こんなの」というようなことをおっしゃっていますが、それもやはり柴田さんが知らないでいただけのことであって、何回もこういう、合併のときもそうでしたし、そのほか直接請求にかかわらず傍聴席がいっぱいになって、いろいろ審議がなされたことが何回もあります。自分が知らなかったことは全てだめだと、そういうような言い方というのは、私はちょっと不適切だなというふうに思っております。今回、「知らなかったから、橋の建設はいけない」というようなことを盛んに言われております。住民に「知らせた、知らせた」と言ったって、住民は知らなかった。「私は知らなかったから、議会の議決は無効なんだ」みたいな、「だから、改めて住民に問え」みたいな話は、私はいかがなものかなというふうに思います。

したがって、「知らない」「知った」ということの話に今なりましたけれども、今回の署名について、まず署名の数的なもの、署名が二千七百幾ら集まったよと、考える会のホームページなりチラシに出た数字と、選管が受け取った数字との中に幾らか数の違いがありました。それから、署名のチェックをした後で、有効・無効が決定して、有効というのはどのくらいあって、最終的に無効がどのくらいあって、その無効というのはどういう内容だったのかということ、ちょっと数的なものをもう一遍ここでお願いしたいなというふうに思います。

ただ、私が縦覧したときに、ちょっと今までになかった「エッ」と思うようなものがありました。それは、署名簿のNo.1から見始めたのですが、No.1が全て無効になっているんですね。一体こういうことってあり得るのかなと、とてもちょっと信じられなかったんですが、その件についてどういう内容だったのか。そして、1つの署名簿が全てだめな署名簿がたしか二、三冊あったと思います。それについても、さくら連絡橋を考える会のホームページな

り何なりを見ても、そういう説明がありません。説明責任、説明責任、情報共有といいながら、そういうものをきちっと載っけないというのは、何かちょっと都合の悪いことは隠蔽しているんでないかなというふうに、私は捉えておりますが、その署名簿の全てがだめになったというものがどういう理由で、何かずさんなことがなされているのかなというふうに私は思ったんですが、よくわからないのでその辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、署名活動に当たって、私がやったときはやっぱり厳格ないろいろ決まりがある中で非常に神経を使って、さっき柴田代表が非常に大変だったとおっしゃったそのとおりで、私も非常に気を使って、それでも幾らかは無効票が出るということですね。たしか二、三%くらいの無効だったと思うんですが。ただ、今回非常に署名代理人というんですか、受任者でない方が署名を集めて歩いているという情報が盛んに入ってきました。特にちょっと周辺部なんかでは、そういう声がいっぱい聞こえてきました。それから、ある店に行ったら署名をさせられた。あと、サークルに行ったら回覧状態で署名をさせられたと、そういう話がいっぱいありまして、「エーッ、そういうことってやっていいの」と私は自分の経験から非常に不審に思ったんですが、その辺の情報というのが選管に入っていないかどうか。もしそういうことがなされたとしたならば、それは明らかに違法行為であるというふうに思いますので、そういう違法行為の場合にはどういう措置がとられるものなのかについて、選管の見解をお伺いしたいと思います。

それと、先ほどのやはりいろいろ代表の陳述の中で、財政的なチャートが出されて、要するに何を言いたかったのかよくわからないんですが、要するに「借金が比較的多いから、借金をしてはいけない」というような内容だったように私は受け取ったんですが、このチャートから見て、将来にわたって柴田町が一切借金のために事業ができないものなのか、してはいけないものなのか、そのためのこういう指標だったりグラフだったりするものなのか、このチャートを見てどういう見方をしていくべきなのかということについて、町長なり財政当局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） それでは、最初の意見書については町長、それから署名活動については総務課、それからチャートの件については財政課、答弁それぞれお願いします。

最初に、町長。

○町長（滝口 茂君） 大分頭のほうが一泊となってきましたけれども、今回の署名なり、これは本当に重く受けとめるところもありますが、その手続上私も一町民として縦覧をさせていただきました。私も、先ほど言ったように議員定数の削減の署名も見ましたし、合併協議

会の1万六千何ぼ、あれは3日間かかって全部見ました。今回も見させていただきました。見ると、本来やってはならない違法な氏名代筆行為、私が見てですが、あったように思います。一部選管のほうで判断したのは、無効というふうになったようでございます。私は、厳格な手続がゆえに、代表者がそういう間違いを犯すというのはあってはならないと。やっぱり、受任者にもきちっと説明をして、全員が一度は、無理なときもありますけれども、集まって趣旨を徹底すべきではなかったのかなど。そうすれば、これは事実関係が明らかでないので何とも言えないですが、第三者が受任者になりすまして集まっていたというような情報は、私には入ってこないというふうに思っております。ある企業で、一斉に回覧は違法ですから、こういうこともやられたと、あり得ない話だというふうに受けとめておりました。ですから、柴田先生が一生懸命やっているのと違った動きが実はあったのではないかなど、手続が、そういう思いがいたします。

それから、議決ですね。これについても、本当に先ほどから申しましたように7回ですよ、7回。そして、町長が急に1回で、全然知らしめないで数の力でというようなお話ではありません。7回にわたって、その都度その都度賛成、反対やってきたんです。反対の人は反対の意見を述べたし、賛成の人は賛成の意見を述べました。そういうきちっとやってきたこと、決まったことはやっぱり議会としてはこれを町民に示すのが、議会としての本来の役割ではないかなというふうに思っております。執行部だけが情報を提供する、もちろんやりますけれども、議会も議決で決まったことは議会だよりにきちっと載せているわけです。これが唯一の町民と議会をつなぐ、我々はしばただより、これしかないんです。そこを町民の方もやっぱり自分のところに情報が来ないと、全て何もしなかったというように、一方的な決めつけ方はいけないのではないかと。それが、今回の大きなずれが生じた原因であります。

何回も申しますけれども、図面がないから判断できない、うそです。白幡13区、一番最初に私は申しあげましたね、意見書の中で。白幡地区では図面がなくても、ちゃんと5カ年計画を知っておった町民がいて、その場で議論した。この事実をどう捉えるのか。そして、それを隠さずに8月9日に議論したやつを、9月の広報しばたに載せているわけです。議会で議論したことも、ちゃんと広報委員会が写真を撮って、場所も撮ってきましたし、跨線橋ってどういうものかわからないということで、船岡駅舎の跨線橋、それをきちっと議会だよりに載せた。こういうことを見ないで「知らなかった」、私は責任とは言いませんけれども、最低限こういうことをやって、確認した上で住民発議というんであればわかりますけれども、今回はそういうことは残念ながらなされません。それが、署名簿においてもいろいろなう

わさを生じた原因ではないかなというふうに思っております。

議会がいろいろ思いがあって、きちっと議論して、そしてお互いが言い合ってそして議決をした、7回も議決をした。それを二千九百何名の方々、そういうことであれば予算書全て町民に委ねても、そういうことが起こり得るわけです。予算で決まったことが、わずか632人でしたかね、そういう勢力があるといつでも住民投票と、そういう話になりかねない。だから、我々は自信と責任を持って議決したものについては最後まで責任を持っていただきたい。そうでなければ、執行部とこの議会で一般質問でいろいろやりとりした時間は何だったのか。町民にどういふふう、我々は申し開きをすればいいのかと、そこを問われているんだということでございます。

ですから、今回の住民投票が議会の前に、舟山彰議員が住民投票したらいいんでないかと一般質問した、それも載っています。そのときになぜ動かなかったのか。予算案を今逆にもう1回、いろいろな方々に事実関係、詳しくは動議がありますけれども、お金の件でも委託費なんかは全て発注をしておりますし、用地買収にも町民の方にお話ししておりますし、JR、宮城県、そういうところにもお話を、きちっと準備をして今やっております。そういうことに重きを置いていただきたい。人に迷惑をかけてしまうということです。ですから、ぜひその点はよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

あとは、いいですね。

○議長（我妻弘国君） 2点目、総務課。

○総務課長（松崎 守君） それでは、議会の議決ということに関しては今町長がお答えした内容ということになります。私のほうからは、今回の署名関係の内容についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の今回の署名ということの数字等の確認でございますが、今回の署名の総数といたしましては2,761人の署名がございました。2,761人です。そのうち、有効と決定しました署名の数が2,527人でございます。そのうち、無効と決定した署名の総数ということで、234。無効として234人の署名がございました。今回の選挙人の有権者ということで、9月2日の人数ということになりまして、3万1,587人、これが基準になります。これらをもとに50分の1という請求の数になりまして、必要な数は632人という数になってございます。今回の必要数632ということになりますので、2,527ということではこれらの法的な要件はクリアをしているということになります。

そのうち、234人の無効の内訳ということではございますが、この内訳といたしましては同一

筆跡によるものが約200、それから様式不備、書類不備による無効ということで約30程度がございまして、234人を無効という判定をいたしました。この同一筆跡という認定に当たりましては、複数の職員でもってその筆跡等に基づいて審査を行いまして、もう明らかに同一人によるものという場合をもって判定を下してございます。その同一の場合、AかBかという場合があったものについては、AかBかという判断の特定がつきませんので、仮にAというものの筆跡ということの場合は、Bの同じ筆跡については無効という判断をいたして、234の無効が出ているということで、これは総数にしますと8.5%という数字になります。

それから、この審査は厳格にやっているのかということでございまして、これは選挙管理委員会としての事務手続ということでございますので、これは前のそういう手続も同様でございますが、法にのっとり正確に審査を行っているということで、今回のようなそういう事例についても厳格に審査を行った結果の数字だということでお願いをいたしたいと思っております。

それから、正規の運動員というんですか、正規の者以外が運動に従事した場合はどうなんだということでございますが、ましてあとそういうことを確認しているかということでございますが、選挙管理委員会としてはそういうことでの直接的にそういう方々からそういう訴えなり、そういう声というものについては耳にはしてはございません。ただ、風聞的にはそういうような風聞は聞こえてまいりますが、それをもって選挙管理委員会が積極的に動くというようなことではございません。

仮にそうした場合に、そういう運動・行為がなされて、司直の手にかかった場合に法的にどうなるんだということになりますと、3年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金という刑事事件ということに、処罰の対象になってまいるということになります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） それでは、チャートの見方について。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 県で発表したチャート、レーダーチャートと言われるものですが、このチャート図でもって「今回の橋の投資ができるかできないかを判断しろ」と言われると、何かうんと困惑するんですが、もともとチャートはごらんのように4段階で表示します。幾ら数字の状態がよくても、4以上はないわけですね。ですから、このチャート図はちょっと不足ぎみのところを感じてほしいといった程度なんだろうというふうに思います。0.1ポイント違えば、4から3、3から2に変わります。

先週地震がありました。柴田町は3.4でした。震度3です。大河原町が震度3.5か3.6あったんでしょう。震度4です。そういった大きな違い、いわゆる柴田町が安全なんだというふうな評価はできない。チャートについては、それくらいちょっと大ざっぱなものだというふう

うに見てほしいと思います。全体ないんですが、見渡してみれば、名取市、塩竈市、石巻市、利府町、こういった地方部の人口の集積地区は柴田町のように小さくなる傾向があります。それだけ行政需要が多いだろうというふうに考えなければいけません。

平成18年に柴田町の財政再建を始めましたが、そのときはうんと小さかったんですけども、少し大きくなっていて、ほっとしています。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） この事実関係の積み重ねというところの部分、金額的なものでも、あと具体的にどういう設計に幾らもう使っているというようなことをお願いしたいと思います。

それから、署名についてはたしかNo.1の署名簿は全て無効だったように思うんですが、それも含めて何冊かあったような気がするんですが、全部無効というの。それで30で済んだんですか。例えばNo.1は、じゃあ20だったりとかという形だったんですか。

あと、刑事罰の対象になるということについては、刑事罰ということであれば告発があれば警察なりそれなりの方が動く場合もあるというふうな捉え方でいいのかどうか。

それから、チャートについてもやはりこれは段階的なことですので、私たちはもっと細かい数字の中で、そしてこれはある時点時点のものなので、長期的な視野で見べきだというふうに私は思っていて、余り参考程度に他市町と比較するぐらいでしか私は見ていなかったんですが、きょう突然何かこれが錦の御旗みたいに「借金してはいけない」みたいなこと出てきたりしますと、「ああ、これから何もできないな」ということにとられちゃうと困るんで、ちょっとこういうあれの仕方というのは、自由ですからそれはいいんですが、議員の我々としてはやはりもっと広い意味での捉え方をする必要あるのかなというふうに思います。

その具体的な数字について伺います。

○議長（我妻弘国君） 今の3点目は、これは考え方を述べただけで、答弁は要りませんね。

市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） ご回答申し上げます。

先ほど委託ということでしたので、さくら連絡橋にかかわるという解釈からご紹介したいと思います。

平成22年度花咲山基本構想、292万9,500円、実績です。23年（仮称）さくら連絡橋基本設計委託料、997万3,350円、実績です。それから平成24年度です。（仮称）さくら連絡橋予備調

査委託料、684万円、実績です。せんだって契約いたしました（仮称）さくら連絡橋詳細設計委託料3,016万6,500円、これは契約額です。合わせまして、4,990万9,350円というふうになりますが、実は先日橋梁用地、以前から地権者の方にご相談していきまして、快く協力したいという意向があったんですが、先日単価を提示いたしまして、契約行為はまだですけれども単価で合意をいただいきまして、2名の方、960平方メートルで、このところはまだちょっと契約していないので約という表現させていただきますが、330万円程度になるのではないかと今見ていました。合わせますと、総額で約5,320万円の投資ということになると思います。

○議長（我妻弘国君） 2点目。

○総務課長（松崎 守君） 無効の関係の記述ということでございまして、今回の署名簿の中に、まず最初のNo.1ということの中で、ある証明書の添付がないと、証明書が添付されていないということの書類の不備をもって、No.1が無効になってございました。そのNo.1という中には、署名されていた方は20人から30人程度だったというふうに記憶してございます。ですから、そういう方がまずNo.1で30名が無効になったと。あと、重複というようなことでの筆跡云々で234というような数字の無効ということになります。

それから、刑事罰の対象ということになりますと、その際にその刑事罰の対象になるかならないかということになりますと、選挙管理委員会がまず最初の判断をするということになります。その事案に基づきまして、そのものについて刑事告発をしなければなりません。刑事告発によりまして、それを受けて警察当局が起訴するなり云々して、最終的には司法の判断ということになりまして、その懲罰といいますかそういうことが決定されるということになるんだと思います。

ただ選挙管理委員会は、積極的にその者を取り締まるというような機関ではございません。ですから、当然柴田町の住民、町人を刑事告発ということは、その被告、いわゆる刑事責任の当事者にすることになりますので、その扱いについては当然慎重でなければならぬということの判断から、今回についてはそういう手続はいたさないということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか、どうぞ。

○11番（大坂三男君） ついでなんで、後から説明のあった買収予定の土地ですね。どういう使い方を想定だったのか。前に場合によっては駐車場とか、桜の木を植えるとかという話を聞いたような記憶があるんですが、その辺ちょっともう1回確認をお願いしたいと思いま

す。

それで、前からもずっといろいろな方の話の中で出ていますが、この連絡橋事業を取りやめるとなった場合に、既に土地買収の約束も含めて相当の金額、5,000万円ですが既に執行されているということもありますし、これからやる分も含めて国の交付金が決定していて、それを取りやめるとなった場合に当然返却なりということになると思うんですが、私の知り合いで非常に連絡橋に熱心な方がいて、まず「フラットな橋に何でなったの」と。どこの観光地を見たって、テレビを見たって橋がアーチ状になっていたり、斜張橋ですか、ああいう飾り的なものがついていて、そこにイルミネーションをつけたりして、すごくそれが人気になって観光客が寄ってきているでしょうという話もあったりして、非常にいろいろな考え方があります。

その方が、「もし橋をやめて、国との約束を履行しない形で国に返金という形になった場合に、誰が遺失利益というんですかね、町にとっては。利益という言葉はちょっとおかしいかもわかりませんが、もともともう町として確保できたものをわざわざ返してしまわなければならないとなったときに、当然住民からの賠償請求みたいなものを起こしてもいいんでしょうというような話がありました。その場合に、例えばこの近辺では形は違っても、そういう町に損害賠償を求められるというようなことが _____ あったり、いろいろありましたので、そういうのを見聞きしていて、損害賠償を町に求めたら誰が責任とるのかというようなことを聞かれたんですが、そういうことが手続上、あるいは訴訟的なものが起こる可能性があるというふうに捉えたときに、町としてはどう対応しなければならないのかなというふうに思いますので、その辺一般論ですがお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目について、市街地整備対策監。2点目について、財政課長。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えいたします。

用地の使用の目的なんですが、まず橋梁の橋脚ができますので、橋本体にかかわる完全に必要な用地。それから、下におりますスロープ、階段。今ちょっといろいろ詳細出てきますけれども、そういった本体にかかわって全体的に必要な用地分がまず出てきます。非常にくぼ地になっていることと、県道、歩道が今の白石柴田線ですが歩道が狭いということで、橋ができたときには歩道から橋に入るためのアプローチの整備というところ。それから、町長先ほど答弁していましたが、新たな桜の名所ということもありますでしょうし、シダレザクラを植えたり、当然休憩スペース、そのものの配置によっては一部駐車できるスペースなんか将来的には考えていくことができるんでないかというふうに考えています。

そのため、今回必要最小限の1,000平方メートルということで、用地の交渉をさせていただいておりましたが、今回交渉した方は実は橋脚のところだけじゃなくて、若干西側に下ったところもお持ちなんです、町の計画については全面的に協力するので十分に利活用して、お客さんを呼んでいただくと、ご高齢の方なので「来たお客さんに声をかけてもらうだけでもありがたいよ」というような話もいただいていたので、そういったところの計画もこれからもう少し具体化していきたいというふうに思います。

フラットということになったのは、やはり桜の名所だということが皆さん、公募で参加した方の取りまとめですが意見としてありまして、「桜を主役に生かしていくために、フラットが望ましい」ということの結論をいただきました。当然、結論に至るまでには斜張橋とか、それからさくら歩道橋のようなアーチを含んだものとか、インパクトのあるもの、もしくは柴田バイパス、白石川の対岸ですが、向こうから見えるように目立つものということも、検討の中ではスタートとしてはありましたが、最終的にはやっぱり町長も議会で答弁しましたが、自然に溶け込んだというところに一般参加された方も同じような意見をお持ちで、自然に溶け込んでやっぱり桜を主役にするというので、最終的にはフラットな単純箱桁という形式に決まっております。

○議長（我妻弘国君） 次、財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） やめたときの損害みたいな考え方だと思うんですけども、もちろんこのままこの事業をやめてしまえば、橋についてはまだ実質的に損害をこうむる方がいません。当然、橋をつくるときになれば、実際の橋をつくる相乗効果も含めまして、将来の期待効果も勘案しますが、それを金額に換算することはひどく難しいことだと思います。ただ、既に終わってしまった公園内の道路の工事費については、もしも交付金返還を求められれば、まさに遺失利益というふうになるかと思えます。それが発生した場合については、損害を与えた道義そのものも問われかねない、町長も問われかねないということは考えなきゃいけないと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいまから休憩します。再開は、14時55分といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例の議事を続けます。

大坂君。

○11番（大坂三男君） ただいまの質疑の中で、ちょっと私の不注意で特定の自治体の固有名詞を出してしまったんですが、これはまずいで、その部分を削除お願いいたします。ほかの自治体でのそういう問題があったというふうな発言に訂正させていただきます。

○議長（我妻弘国君） それから、先ほどの総務課長の答弁について、発言の申し出がありますので、これを許します。

○総務課長（松崎 守君） 先ほど、署名数ということで概算の数字を申し上げましたので、正確な数字を申し上げたいと思います。

無効の署名数というところで、無効の数でございます。234人ございました。そのうち、同一筆跡によるものが95人、それから書類の不備によりまして139人ということになります。合わせて234。それで、139人の無効の内訳でございますが、署名簿の簿冊が93冊ございました。93冊中4冊に書類の不備がありました。No.1、No.36、No.82、No.92、この簿冊の4冊に請求代表者の署名、証明書、または収集の委任状等が欠落していたということで、それらに記載の署名139人の数が無効ということになってございます。合わせて234という数字になってございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） それでは、これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。森淑子さん。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番森淑子です。原案反対の立場から討論いたします。

仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例について反対いたします。

この条例については、ある直接請求代表者がみずから「この住民投票は、テストケースである」と述べています。その感覚が234筆もの大量の無効署名を生んだと言っても、言い過ぎではありません。慎重派の住民団体と言われるさくら連絡橋を考える会は、2,765人分の署名を町選管に提出したと新聞報道されましたが、実際には2,761名分、そのうち有効署名は2,527人分でした。書類の不備により4冊分が全部無効とされ、そのほか同一人の筆跡、選挙人名簿に掲載されていない署名などで、合計234筆が無効になっております。建設に賛成であれ反

対であれ、まじめに真剣に署名活動にかかわった方たちの心情を思うと、憤りを感じます。

東日本大震災という大きな災害を受けて、人も経済も沈んでいるときだからこそ、痛手の少なかった町から活性化を図っていかねばならないのではないのでしょうか。このような時期に、町の社会資本総合整備計画に国の助成があったのも、国県の期待のあらわれだと思います。さくら連絡橋を考える会の方々は、さくら連絡橋を他の計画と切り離して反対を唱えておられますが、全体計画に対しての交付であって、今回計画を中止するようなことがあれば町の将来に甚大な影響を及ぼすことになります。

住民投票は、町の将来を決定する際に町民の意思を問うためには有効な手段ではありますが、乱発されれば町に停滞を招くことになります。テストケースとしての住民投票などは、断じてすべきではありません。

以上の理由から、この条例制定には反対するものです。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。舟山彰君。

〔12番 舟山 彰君 登壇〕

○12番（舟山 彰君） 12番舟山彰です。私は、この住民投票条例案に賛成の立場から討論します。

まず私が申し上げたいのは、町長はこれまで町民との協働の精神を述べてきておりますが、まちづくり基本条例も制定し、今度は町独自の住民投票条例も制定しようと準備をしております。

今回このさくら連絡橋について、町民の間で議論が高まったのは、その1つの成果のあらわれとも私は思います。それなのに町長は、事実誤認や一方的な論理の展開に基づく直接請求なので、今回の住民投票は必要がないと言っております。私は、これは門前払いに近い理論ではないかなと思います。これまで町長が自分で何度も「町民との協働」と言っていることに対して、趣旨に反していると私は思います。

次に、町長の条例案に対する意見書の中で、「さくら連絡橋は社会資本総合整備計画の中の1事業であり、切り離して議論はできません」とあるが、6億円近くの大金をかける事業であり、町民としては幾ら国から補助金をもらうにしても、残りは町の一般財源と借金で賄うこと、そうなれば橋をつくる経済効果がそれに見合うものが、またいつも冠水被害に遭う槻木地区や西住地区の人たちにすれば、そちらに早く予算を回してほしいと考えますし、特に槻木地区の人たちはこの社会資本総合整備計画は船岡中心であり、我々には関係が

ないといった意見もあります。

今回、橋の建設問題がこのように大きくなったのは、町民からすると町が大金をかける事業を、まず構想の段階から町民に知らせ、町民の意見をよく聞き、それからスタートさせてほしかったということだと思います。今後の町政を進める上での反省点でもあると、私は思います。

先ほどまちづくり政策課長も若干そのようなことを述べておりますし、我々議会がことしも開いた議会懇談会の報告書の中の町長への申し入れ事項にも、「町が進めようとする施策については、広く町民から意見や要望を聞くことが必要である。施策に関する情報を公表する時期や方法等について、再検討すること」とも書いてあります。このことも、各議員は改めて認識していただきたいと思います。そういう意味で、今回の住民投票を行うことは、まず広く町民から意見を聞くことになると思います。

次に、同じ意見書に「従来にも増して情報の提供と町民の声の反映に努めた」とありますが、かえってそのためにさくら連絡橋の建設に疑問を持つ人がふえたのではないのでしょうか。また、「住民投票に委ねるまでの重大案件とは受けとめていない町民が多かった」、また「今回の直接請求の有効署名者数は2,527名で、有権者の8%に過ぎない」、さらに「新規事業をとめないでくださいの推進署名は5,040人。その結果、その他の実に約76%の町民は、その意思を明らかにしていない。つまり、さくら連絡橋の建設については、多額の税金がかかる住民投票に委ねるまでの重大案件とは受けとめていない」というふうに書いてありますが、しかしそれでは76%の人たちはどういうふう考えていたのかは、私ははっきりわかりません。

私なりの推測では、例えば「町長が熱心に進めるさくら連絡橋を含めた社会資本総合整備計画そのものに関心がない」という方もいるかもしれないし、逆に「意見は持っているが、立場上表立って言えない」と考える人がいたのかもしれませんが。推進署名5,040名とありましたが、私のほうには何人かの町民からは「本当は橋には反対である。ただ商売をやっているの、町長や役場には表立って反対とは言えない。推進の署名は、申しわけないがおつき合いでやむなくした」というように言ってきた人もおります。こういう方は、隠れ反対派ではないかと思いますが、意外とこういう人が多いのではないのでしょうか。そういう意味で、ゆえに安易に「住民投票に委ねるまでの重大案件と受けとめていない」と、私は断定すべきではないと思います。

また、住民投票はお金がかかるというふうにあります、民主主義はもともと金と時間がか

かるものであり、私は今回はかけるべきものだと思っております。その76%の人たちや、推進に署名した人たちも含めて、町民全体の真意を住民投票で聞くべきであります。町長がさくら連絡橋の建設に自信があるなら、逃げずに堂々と住民投票でその是非を問うべきであります。また、我々議会も町民に選ばれた議員として、もちろん議決という行為に責任を持ちますが、署名が8%に過ぎなかったというのではなく、8%もあったと私たち議会、議員は謙虚に受けとめるべきだと思います。

今回の問題は、さきにも述べたように橋の建設の是非だけでなく、町政の進め方、議会のあり方についても問われており、そういった観点からも住民投票を実施すべきであると思っております。

最後に、隣の大河原町の例を挙げたいと思っております。先ほど、他の市町村について挙げるのがどうこうとありましたが、私は新聞報道などに基づき、あえてここで一言述べさせていただきます。

隣の大河原町では、この前道の駅をつくるかどうかで大議論になりました。「この財政難のときに、道の駅をつくるのは無駄である」逆に、「地域振興のためには必要である」というような議論でございました。議会は、最初建設反対の請願が出ましたら、それを採択しました。次に、建設予定地周辺の住民から建設促進の請願が出ましたら、それを採択したということです。これでは、どちらなのかかわからないということで、建設反対の住民は署名を集め、住民投票を議会に請求しましたが、議会は否決しました。そのうちに、町長選挙になりました。道の駅建設を訴える現職候補に対し、計画反対を訴える候補が立候補し、反対派の候補が当選しました。

もちろん、町長選挙でありますから、町政全般について論じられたのですが、大きな争点は道の駅問題だったといえます。町会議員はほとんどが現職候補を応援し、反対派の候補が当選するとは思われていなかったようであります。しかし、2期務めた現職への批判もあつたり、そして何とんでも道の駅問題が大きく作用して、反対派の候補の当選となったということがございます。

私は、あえてこのことを話したのは、この財政難の時代にどう地域振興を図るか、そしてその施策をどう町民に説明し、どう進めるかという点で、今回の私ども柴田町のケースは大河原町のケースに似ていると思っております。大河原町のようにならないようにするためにも、私は今回住民投票を実施し、町民の真意を問うべきであろうと思っております。

各議員には、有効署名者2,527名の熱意を強く受けとめ、賛同されることを願い、私の討論

を終わりにします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案反対の方の発言を許します。1番平間奈緒美さん。

〔1番 平間奈緒美君 登壇〕

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美です。仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う住民投票条例案について、原案反対の立場での討論をさせていただきます。

今回直接請求されました条例ですが、署名された2,761人、うち有効署名2,527人の方の思いや町・行政に対する署名として、議会議員の一人として重く受けとめております。一方で、柴田町の未来を考える町民の会では、5,040名を超える署名が集まっており、双方の思いを議会として受けとめなければなりません。

今回、この直接請求に当たり、住民投票のあり方について考えました。町民の命にかかわること、市町村合併などのように町の将来に影響を及ぼすものであれば、住民お一人お一人の意見を問う住民投票は必要と考えられます。しかし、現在事業が進んでいる社会資本総合整備事業がおくれること、住民サービスの低下につながる恐れも考えられることから、一体誰が得をするのか疑問視されます。しかも、この件において住民投票が行われた場合、今後住民投票が乱発される懸念があります。しかも、多額の税金を使ってです。住民の意見を聞くことは、当然です。間接民主主義である議会は、多くの方の意見を伺いながら議決に臨んでいます。今回は、住民投票をしなくてもおのずと結果は出ているものと考えております。

さらに、今回さくら連絡橋を考える会ではチラシ、ホームページ、ツイッターなどあらゆる手段での情報発信を行っていました。その中でも、ツイッター利用に関してなんですけれども、ツイッターの利用方法については大変便利なツールの1つとなっております。3.11の際、情報発信源の1つとして有効な手段として活用されていました。

しかし、今回ツイッターによる誹謗中傷は、見るにたえない間違った情報が発信されていたことも事実です。さくら連絡橋を考える会と名称が出ているのにもかかわらず、代表されている方は「一度も見たことがない」と言われたときには、正直驚きました。会と称するのであれば、情報公開をしているサイトへのチェックは当然のことですし、行き過ぎた発言を会としてとめるべきだったと思います。議会、行政批判はよくあることにしても、個人を特定し個人攻撃をするやり方、検討委員会への誹謗中傷は名誉棄損にも値するものです。非常に残念なことです。

町も議会も、住民の声を大切にしている方向は間違いありません。住民自治によるまちづくり基本条例が期待している情報公開が実現するためには、どうしたらよいでしょう。正しい情報

と正しい理解、このどちらが欠けてもよい結果は望めないのではないのでしょうか。今回の運動のやり方の中に、さきのインターネットを利用した一方的な書き込み、チラシによる誤った情報提供など、信頼できない情報発信方法で住民判断に悪影響を及ぼしていることは、とても残念な出来事としか思えません。

このような形での住民運動は、この直接請求に対する住民投票に委ねるまでの案件とは考えられないことも含めて、今回私はこの条例制定については反対いたします。同僚議員の皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言。星吉郎君。

〔14番 星 吉郎君 登壇〕

○14番（星 吉郎君） 14番星吉郎です。仮称さくら連絡橋建設の是非を問う柴田町住民投票条例に、賛成の立場から討論いたします。

私は、地域格差是正を訴えながら、一般質問等々をしてきました。柴田町は船岡地区、槻木地区になっており、特に槻木地区の資本整備のおくれで北部地域、そしてまた幹線道路のおくれ、狭隘道路、冠水対策のおくれ等々の基盤整備のおくれがたんたんとして出てきております。もっと有意義なお金の使い方をしなければならぬと、私は思うわけでありませぬ。

ですので、仮称さくら連絡橋建設に反対するものです。もっと町民の声を聞きながら、この案件に賛成の同僚議員の賛同を願うものです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案反対の方の発言を許します。佐々木守君。

〔6番 佐々木 守君 登壇〕

○6番（佐々木 守君） 6番佐々木守です。反対の立場から討論を行います。

平成22年度に新たに創設された社会資本総合整備事業によって、仮称さくら連絡橋を観光事業のシンボルとして、また船岡城址公園の道路改良、歴史観光ガイド育成など、これらを1つのパッケージとして柴田町が計画し、国や県に積極的に働きかけた結果、国の採択を受けたものです。長年人々の口に上り経緯しながら、実現していない1つの夢がやっと現実のものとなりました。この段階で、建設中止を想像した場合、本当に考えたくないのですが、将来の計画に重大な影響を及ぼすことになります。

建設反対を唱える方々は、他に及ぼす影響をどれだけ理解していますか。中止したことによる損害が出ることは間違いありません。これを解決するには、結局皆様方の税金を使うこととなります。そのほか、国・県に対する信頼関係も損なわれ、将来の町の行政運営に非常に障害となることは疑う余地もありません。本当に考えたくもない想定です。この段階で、町

の計画を着実に進めていくことが必要なのです。観光事業の効果が出るには、4年ないし5年という期間がかかります。むしろ少しでも促進していかなくてはならないのです。

よって、仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例制定の請求には反対いたします。同僚議員の賛同を、心からお願いします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。広沢真君。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢真です。私は原案賛成、住民投票条例の制定に賛成の立場で討論に参加をします。

先ほど来から議論されているとおり、今回の住民投票の条例の制定を求めて行われた署名では、有効署名数が2,527人集まり、有権者の8%の署名数が集まって、地方自治法の要件を満たす、その要件が満たされて直接請求が行われました。しかし、この数というのは確かに町長らが指摘されるように有権者の8%に過ぎません。私も、この数字だけで町民の多数の意見と言うには無理があるというふうには考えています。しかしながら、今回の場合にはさらにそれにプラスをして、「新事業を継続してください。中止しないでください」という署名が取り組まれ、5,040人の署名が集まったと聞いています。署名の性質の違いはありますが、これらを合わせると24%、町内の有権者の約4分の1の方が意思を表明したということになります。

しかしながら、町長の意見書の中に含まれている署名をしなかった有権者の方々は76%、その「76%の方は意思を表明しなかった」と言われていますが、この署名の行われた時期、それから条件の厳しさなどを鑑みて、その後の対話を考察してみますと、反対の方でも賛成の方でも「署名をしようと思ったけれども、回ってこないうちに署名活動が終わってしまった」、そのように言われた方がたくさんいました。その意味では、この署名はこのさくら連絡橋に関する町民の意思、関心を引き出す点では非常に有効な手段だったというふうに思います。

さらには、考える会の人たちの中身には私も非常に憤る部分もあって、間違いも記されていたと思いますが、数回に分けてのチラシが新聞折り込みされ、さらには推進の立場の議員の皆さんも12名の連盟でチラシを出されています。このことが、町内のさくら連絡橋に関する関心を大いに高めている状況にあると考えます。

しかしながら、この場で議論が終わってしまえば残り76%の人々の意思表明の権利を奪ってしまうことにはなりませんか。私は、まだまだ意思を表明したいと思っている町民が、柴田

町内に存在すると思っています。その点で、今回提案されている住民投票条例は、うってつけの制度であります。同僚議員の皆さんに訴えます。76%の町民の皆さんの意思表示の権利を実現するため、ぜひとも住民投票条例にご賛同いただきたいというふうに思います。

さらに、今回の議論の中では、私は発言をするのは実は今が初めてです。しかし、ほかの議員の質疑の中で町長が私の名前を引かれて、私の名前が2度、それから私が発行したチラシについて1度発言されています。それに関連して、実はきのう町長からご指摘がありました。私は、非公式の場でのご指摘ですのでこの場で触れることはないというふうに思っていたんですが、町長が公開の場で触れられましたので、私のほうも言い分がありますので言わせていただきます。

きのうの町長のご指摘は、このさくら連絡橋に関しての私の政治的心情の問題についてご指摘がありました。1つは、議案に対する私の態度であります。皆さんにお配りされている定例会議案その2、9ページに(1)(2)(3)(4)(5)(6)というふうに、今回のさくら連絡橋にかかわる予算の審議経過が出されています。その中で(1)の反対1は私です。それから、(4)の反対4の中に含まれる1は私です。それから、(6)の14対2で決されているところの反対2のうちの1は私です。町長のご指摘は、「予算案の1つの事例について反対をする。しかし、そのほかの中にはあなたが提案した事業も含まれているのに、反対するのはおかしいのではないか」、そういうご指摘が1点ありました。

その点について、私の心情を申し上げます。私は、滝口町政で出されている施策全てに反対をするという立場ではありません。それは、この間行われた賛否の結果を見ていただいても明らかだと思いますが、それぞれの議案について精査をして、是々非々の立場で臨ませていただいております。先ほど町長の答弁の中で上げられましたある政党のあるチラシ、それは私と私が所属する日本共産党柴田町委員会で発行している「柴田民報189号」です。それは、先々週の日曜日に河北新報に折り込んでいただいて、約7,700柴田町内に配らせていただきました。その中で、不二トッコン跡地の購入の問題について載った私たちの見解を町長が例として引き上げられたわけですが、そういう形で是々非々の立場をとっているわけですが、その是々非々の前提として議案に対する立場、その論理をご理解いただきたいと思うんですが、私は是々非々を貫くためには総論には反対しなければならないと考えています。

例えば、当初予算に賛成をして、その中でその関連の議案が予算案として単独の事業として引き続き議会に出された場合、そこに反対した場合には「当初予算にはご賛同いただきましたよね」、必ずそういう反応が返ってくると思います。ですから、私のロジックで言えば、

総論に反対をして、各論でもし例えば私の考えに合うのであれば賛成する場合がありますし、反対する場合もあるという、そういうロジックで議会の立場を決めているということでもあります。

それからもう1点、「今回の住民投票条例にかかわる態度が、これまであなた（私ですが、私）がとってきた態度の政治心情に反するのではないか」、こういうご指摘がありました。そして、一番直近の例で住民投票条例が問題になった3町合併のときの例を引き出されて、私に指摘をされました。「あなたはあのとき、県の側が合併に対する正しい知識を公開しなかったから、合併協議会の離脱に賛成をしたのではなかったのか」、そういうふうに言われました。その際に、住民投票条例ではなくその合併協議会からの離脱に賛成したという事実のみで語られておりました。

そこについては、実は町長は多分忘れておられると思うんですが、記憶に誤りがあります。合併協議会離脱云々の話が大きい話題になっているときには、実は私は「住民投票条例をやるべきだ」ということを強く主張して、同僚議員の皆さんにも働きかけしておりました。しかし、多くの議員の皆さんは「早く合併協議会から離脱をしたほうがいい」と考える議員の皆さんが多くて、残念ながら私の考えは聞いてはいただけませんでした。その際には悩んで、思い余って当時議長に就任されたばかりの我妻議長の家を押しかけて相談したこともありました。

しかし、その中でも最後まで住民投票条例を制定して、合併の是非を住民投票で問うべきだということを主張しました。それは、私の活動記録をひもといてみますと、正式に町長が提案をして、臨時議会を開いて合併協議会から離脱をすると決める議会の前日に、実は日本共産党と広沢議員は最後まで「住民投票条例の実現を目指します」というチラシをつくって、これは「柴田民報号外」という形で、時間的・予算的に余り余裕がなかったため、数的には500枚しか刷っていない少量のチラシでしたから見てもらえない方もいるかもしれませんが、そのときの活動の日記を見ますと、そのチラシを持ってチラシまきの人お手伝い2人、そして宣伝カーを持って私は新栄通1カ所、船岡のイトーチェーン前1カ所、青葉会館前1カ所、そして土手内で1カ所と演説をして、その周りに「日本共産党と広沢は、最後まで住民投票条例を求めます」というチラシをまいていた記録が残っています。

さらには、臨時議会で合併協議会から離脱が決まったときに、私もその場では賛成をしました。なぜ賛成をしたのかということについて、その臨時議会が終わった後、これもまた柴田民報号外という形で2,000枚印刷をして、これもまた一部にとどまってしまったんですけど

も、一部の町民の方にお配りをしました。その中では、広沢と日本共産党は最後まで住民投票条例の制定を求めて努力をしたけれども、ただ合併の問題にかかわっては全体の流れ、そしてまたそれまで協働してきた合併反対の皆さんの心をおもんばかって、最後には譲歩をして合併協議会からの離脱に賛成をしたという、その理由も含めてお配りしている経過があります。ですから、私はそもそも住民投票条例について大切にするという気持ちを、以前から持っていたのであります。

それともう一つ、同僚議員の皆さんは聞いておられると思いますが、私は事あるごとに議決の大切さということも全員協議会、あるいは本会議などでも述べております。それも変わりありません。ただ、今回の場合には問題が幅広い町民にまで波及している、興味関心を持っている町民が非常に多い、そういう点で議決を大切にしながらも、町民の意見を表明する権利を大切にしなければならないという判断で、今回の住民投票条例の制定に賛成をいたします。同僚議員の皆さんの賛同を、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、反対の方の発言ありますか。水戸義裕君。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。議案第1号仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例について、反対の立場から討論いたします。

直接請求により住民投票を求めることは、地方自治法に住民の権利として規定されて、正当な市民参加の機会となるものであります。しかし、これまでの質疑でも明らかなように、住民投票をするための情報が正しく伝わっていなかったということは、考えなければいけないことだというふうに思っております。私の先ほどの質疑でもありましたが、「桜の期間の2週間のためにだけ6億円」とか、「情報公開されていない」とか、事実とは違う情報がチラシによって伝えられ、これをもとに住民投票を行うということはいかなるものかというふうに考えるものであります。正しい情報をし、正しい議論・意見を交わし合い、その結果住民投票を行うということであれば、私も議論を差し挟む余地はありません。そういったことから、一方的に批判だけをした今回の会の主張には、全く理解することはできません。フェアではありません。

さて、町が進めているのは観光行政の推進で、観光客の誘致であります。観光は、地域に及ぼす経済効果が高い産業であり、他産業への波及効果をもたらすとともに、町のイメージを高めるために重要な役割を果たすものであります。この町には、「桜のまち柴田」のためにこれまで一生懸命汗を流し、努力してきた人たちが大勢います。その人たちが植えた、さら

には昔からいわゆる80年という長い時間咲いてきた桜、これを全国の人たちに見てもらい、柴田の桜を堪能していただきたいというふうに考えます。仮称さくら連絡橋建設は、将来の柴田町にとって非常に重要な意味を持つ橋であるというふうに考えます。

以上、住民投票の必要はないとの結論であり、議会において適正な判断を下したものであるということを申し上げ、同僚議員の賢明なる判断を期待し、反対討論といたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番白内恵美子さん。

〔17番 白内恵美子君 登壇〕

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例案に対する賛成討論。

条例案の目的に明記されているように、この住民投票は仮称さくら連絡橋建設が町民の意思に沿ったものであるかを明らかにするものです。住民の意思を確認するために行うものであり、「さくら連絡橋建設予算に賛成したのだから、住民投票に反対しなければならない」と考えるべきではありません。むしろ、建設に賛成した議員こそ、自分たちの判断が間違っていないかを確認するためにも、行うべきではないでしょうか。

町長の意見書の2点目、「従来にも増した情報の提供と町民の声の反映に努めたこと」について、今回の件で議決されるまで全く知らなかったという住民の声が多く寄せられ、町の情報提供のあり方が大きく問われています。今までの手法では、受け手側の住民に情報が届かなかったということです。

また、平成23年1月26日の柴田町総合計画審議会の答申では、第5次柴田町総合計画基本構想案及び前期基本計画案について、「その内容はおおむね妥当なものであると認めます」としながらも、花のまちに対し白石川堤と船岡城址公園の回遊ルートである跨線橋は必要性を考慮し、慎重に進めていただきたい。花のまち柴田を推進するに当たっては、投資対効果など十分な検討をしていただきたい。昔からの町の大切な財産である桜は、十分な保護・育成に努めていただきたい」との3項目の提言がありました。また、住民参加・協働に対しては、住民等へのわかりやすい情報の提供に努めていただきたい」との提言です。まさに、住民の思いが込められた内容でした。なぜこの答申を重視しなかったのでしょうか。提言を真摯に受けとめ、もっと慎重に進めていれば、現在のような混乱は起こらなかったと思います。

3点目、「住民投票に委ねるまでの重大案件とは受けとめていない町民が多かったこと」について。1カ月で2,527人も署名を集めるということは、多くの時間と労力の要る大変なこ

とです。「2,527人は有権者数の8%にすぎない」という町長の言葉に、傲慢さを感じました。8%もの住民の皆さんの声です。住民が重大案件と受けとめているかどうかは、住民投票を行っての投票率でしかはかれないのではないのでしょうか。

住民投票の実施に当たって、選挙管理委員会は住民に対し賛否を判断するのに必要な周知活動を行うこととしており、今まで無関心だった方にも情報を提供できることとなります。私は、多くの住民の皆さんが真剣に考えて、意思を表明してほしいと願っています。家族や近隣の方、職場の方々とさくら連絡橋を話題に話し合い、将来の柴田町がどうあってほしいか考えることができたなら、とてもすばらしいことだと思います。柴田のまちづくりに、ぜひ参加していただきたいのです。

4点目、「議会の議決手続に瑕疵はなく、法律上の効力が発生し、事実関係が積み重ねられていること」について。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第26条には、「行政機関の事業について緊急性のあるもの、または法令で定められ参加が難しいものを除き、計画づくりの過程、実施及び評価の各段階に住民等が参加できるように努めること」とあります。さくら連絡橋は、計画づくりの過程に住民が参加しておりません。住民の意向確認を行わないまま議会に予算が示され、可決したものです。

同じく、まちづくり基本条例第5条には、「まちづくりは情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。参加及び協働は、情報共有、話し合いの積み重ね等により、合意を得られるよう進めます」とうたわれています。今回のさくら連絡橋建設をこの条文に照らし合わせてみると、住民との情報共有が十分ではなかった、住民の参加及び協働がなされなかった、話し合いの積み重ねによる合意が得られなかったと考えます。

住民の皆さんが住民投票を望んでいるのは、ほとんどの方が議会で議決した後にさくら連絡橋の建設を知ったからにはほかなりません。議決後に住民の意思を確認するには、住民投票しかありません。議会の議決に対して、主権者である住民から異を唱えられているのですから、議会としては住民の意思の確認を積極的に行うべきではないのでしょうか。もしここでこの条例を否決してしまえば、署名した方々の議会への信頼を裏切ってしまうこととなります。既に議決したのだから、住民の意思を確認する必要はないと考えるのではなく、より多くの住民の思いを酌み取るため、議会として最大の努力をすべきではないのでしょうか。

今回改めて感じたのは、賛成する議員には住民から賛成の声しか届かず、反対する議員には反対の声しか届かないということです。住民の声を集めるのは、実に困難でした。「新規事業をとめないでください」という署名も多数集まりましたが、さくら連絡橋だけに絞ったも

のではないので、単純に比較はできないと考えます。新規事業であるさくら連絡橋は、住民の意思の確認がぜひとも必要です。図書館などの社会教育施設は住民アンケートでも要望が高いばかりでなく、教育基本法に設置が義務づけられており、同列では語れません。住民の合意を得るためにも、まずは住民の意思の確認が必要ではないでしょうか。

最後に、私のまちづくりへの思いを聞いていただきたいと思います。

議会も町長も、もう少し住民の声に耳を傾けてみませんか。柴田町は大都市ではありません。人口4万人弱の町のこれからのまちづくりは、多数の住民の参画を得て、話し合いの上でなされるべきです。考えの違う人たちを避難するのではなく、まちづくり基本条例の基本理念にあるとおり住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が活かされるまちづくり、多様な団体及び個人が交流し、または連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくりを目指しましょう。考えが違う人がいることは、まちづくりにおいても大切です。議論することで考えが深まり、新たな展開が見えてきます。違う考えを排除するのではなく、温かく迎えることこそが真のまちづくりへつながります。

私たちは、現在の足元を見るばかりではなく、もっと先の未来を見詰めましょう。次の世代、そのまた次の世代に何を残すのか、どんな町をつくっていくのか、さくら連絡橋がどのような役割を果たすのか、住民の皆さんとともに話し合う中で合意が生まれるのではないのでしょうか。今は立ちどまって住民投票を行い、その結果を分析し、新たなまちづくりに活かすべきだと考えます。

今回のように混乱したときこそ、住民自治によるまちづくり基本条例が必要とされるのだと思います。この条例の理念に沿って、住民一人一人が尊重される温かい町をつくりたいと心から願っております。

同僚議員の皆さんの賛同をお願いし、賛成討論いたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言ありませんか。佐々木裕子さん。

〔2番 佐々木裕子君 登壇〕

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子です。仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例制定に反対の立場で討論いたします。

現在、柴田町では社会資本総合整備事業が行われており、花のまち柴田による観光まちづくりでは、仮称さくら連絡橋の整備が進められております。これまで思い描き、待ちに待った夢のかけ橋が現実となり、土手の一目千本桜と船岡城址公園の桜をようやくつなぐことができます。この連絡橋ができることにより、観光客の流れを変えることができ、地域経済が活

発になると考えております。

私は「白石川だいき倶楽部」の一員として、葦神堰において9年間にわたりボランティア活動を行ってまいりました。そこでいつも多くの観光客の方から聞かれることは、船岡城址公園の道筋でした。柴田町にとって交流人口をふやす上で、また桜の時期には線路を無理に渡ろうとする人が後を絶たないこともあります。観光客の安全を重視する上でも必要不可欠なものであると考えており、連絡橋は観光客の要望や意見に応えることとなります。

今回の考える会の署名活動は、連絡橋の建設反対を訴えての署名収集であることは明白であり、連絡橋を望む多くの住民の意見を無視したものであると考え、したがって今回の柴田町住民投票条例制定には反対いたします。

以上、反対討論といたします。同僚議員皆様のご賛同を、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の討論ありませんか。

原案反対の方の討論を予定している人、何人いらっしゃるんですか。

それでは、原案反対という討論の方。佐久間光洋君、登壇お願いします。

〔3番 佐久間光洋君 登壇〕

○3番（佐久間光洋君） 3番佐久間光洋です。仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例に反対の立場で討論いたします。

柴田町の将来を考えると、まず大きな枠組みとして我が国の財政状況を見なければなりません。少子高齢化に伴って、医療費や年金などの社会保障費が増大し、それらを賄う負担が重くなる方向に向かっていくことは間違いのない事実でございます。柴田町も状況は同じですが、町は独立した自治体として経営をしていかなければなりません。行政サービスの質を落とすことなく、町民に負担を求めないための行政運営を継続していくためには、経済基盤の確立が必須の条件でございます。

インフラは町が整備をし、それらを活用して経済を活性する方向へ進むべきであると考えます。大きな収入を拙速に求めるのではなく、広く浅くても安定的な収入は、町の財政にとって着実な方法であると言えます。そのためには、農業や工業、そして商業、各産業が着実に利益を生み出せる経営基盤の確立が必要なのです。

町は、観光とスポーツの振興を宣言、新しいステージの開幕と私は受けとめております。これから、それらの分野への積極的な整備が展開されるはずですが、その1つとして、さくら連絡橋が観光の新しいアイテムになることは間違いありませんが、観光のみならずサービス産業の基盤強化にも大きく貢献をし、町の活性化の起爆剤としての存在となるのです。

平成24年度の詳細設計にかかわって、町民から選ばれた検討委員会のメンバーの方々により、連絡橋の形状や色、材質などの検討が行われ、さまざまな思いが出されました。その中では、橋の中央部分に人々が憩いの場として利用できるスペースをやわらかい曲線を使った形でつくろうとの意見も出され、皆さん本当に我が事のように考えていただいているという印象でした。このような町民参加の形が、これからの柴田のまちづくりに必要なことではないでしょうか。

また、柴田町が平成18年度から取り組んできた財政再建プランの実施により、約13億円の効果があったと報告されております。その結果、財政の健全化を示す各種指数も毎年良好な方向に進んでおります。もちろんこれで安心というわけではありませんが、これまで負債の償還に充てられていた分が少なくなり、その分財政の自由度が大きくなります。この好転した財政状況を背景にして、将来に向けての積極的な投資事業は、今の時期だからこそできることでもあります。

そしてまた、町内の各産業がみずからの利益確保にさまざまな試みと挑戦を展開してほしいのです。そのための社会資本整備事業なのですから、一刻も早く実現すべきで、ちゅうちょする理由などはありません。立ちどまっていたは、その分だけ産業の振興の足取りがおくれることになるだけです。

それから、どうしても指摘しておかなければならないことがあります。今回の直接請求の運動の中で、建設反対を唱える方々はインターネットや新聞折り込みのチラシを用いて広報活動を展開してきました。その中に、事実誤認、誹謗中傷があったことをお認めになるのでしょうか。それと、建設反対を主張している考える会の中には、まちづくり基本条例制定にかかわった方が含まれております。まちづくり基本条例策定に関しては、どこに出しても恥ずかしくない崇高な理念に基づいた立派な条例をつくっていただきました。策定作業は膨大とも言われるくらいの回数の会議を重ねて行われたということで、心から敬意を表します。しかし、今は建設反対を唱える考える会の中心的メンバーとして役割を担っております。あのとき、高らかにうたった住民主権というのは、このような形の活動を目指したものなのでしょうか。

まちづくり基本条例の中に、この規定があります。第10条「担い手は、まちづくりの情報を提供し合い、情報共有に努めるものとします」。情報共有に欠かせない条件は、正しい情報の公開でなければなりません。ツイッターやホームページ、チラシなどの誤った情報発信は、まちづくり基本条例の精神に反するものではありませんか。今回の運動の仕方が、まち

づくり基本条例がうたっている理念と合致しているのか、検証していただきたいものです。

また、「時間をかけて住民の意見を聞くべきだ」というふうにもおっしゃっております。住民の意見を確かめたいなら、アンケート調査のほうがよかったのではないのでしょうか。多様な設問ができて、的確な把握ができると思います。中には、「どっちでもいい」というふうな人もおられるでしょう。そういう人にも、「イエス」か「ノー」か迫るのでしょうか。随分乱暴な扱いではありませんか。人の考えは、白か黒かのはっきりしたものではありません。微妙に揺れ動くものなのです。もう少し丁寧に取っていただきたいと思います。私から見れば、方法が間違っているとしか映りません。あるいは、本当に聞いたかったのかというふうには思えないという感じがいたしております。

このような理由から、今回の住民投票条例制定には反対いたします。同僚議員の賛同を、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案反対で高橋たい子さん。

その前にちょっと、発言ちょっと待ってください。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますのでご了承願います。

済みません。

〔4番 高橋たい子君 登壇〕

○4番（高橋たい子君） 4番高橋たい子です。私は、さくら連絡橋建設の是非を問う住民投票条例制定に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

柴田町は、「花のまち柴田」と銘打ち、観光まちづくりに取り組んでいることは周知のとおりです。船岡城址公園の樅の木展望デッキ、コミュニティガーデン「花の丘柴田」やオープンガーデン、千人植栽などが挙げられます。船岡城址公園は、新しい観光地として観光関連機関からその潜在力が高く評価されていると聞いております。社会資本総合整備事業の中で、議会で決議し町の事業としてスタートしている（仮称）さくら連絡橋を加えることでグレード感を増し、観光客の誘致にもつながり、町が元気になるのではないのでしょうか。

財政状況を踏まえ、未来志向で積極的な投資事業は必要と判断いたします。この事業は既にスタートしており、その途中において客観的な理由もなしに事業を中止するのは、町の将来にとって大きな損害が生じます。考える会では、さくら連絡橋は補助金行政であり、さも悪いと言っておりますが、地方自治体の財政運営は国や県の交付金や補助金なくしては成り立たないことは、誰もが認識をしていることです。今回、国の採択事業であるさくら連絡橋の建設を中止すれば、国ばかりでなく県からの信頼は失われ、相手にされなくなり、将来柴田

町が新規事業を展開するに当たり、補助金の交付が難しくなることが予想されます。

また、今回の住民投票請求の実態は、さくら連絡橋建設を中止させることを目的としていることは明らかであり、私はこのさくら連絡橋建設の是非を問う住民投票条例制定には反対をいたします。同僚議員の賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案反対の11番大坂三男君。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 11番大坂三男です。今まで多くの同僚議員から、賛成討論、反対討論がありました。私は今回の直接請求運動を主導したさくら連絡橋を考える会の方々の、特に代表者の方々の不適切な主張や行動を見て、このような動きが町中に広がっていくと町の将来を危うくするというふうに、強く危機感を感じました。そのため、その不適切な運動によって請求されたさくら連絡橋の建設の是非を問う住民投票条例の制定を求める議案に対して、反対の立場で討論をいたします。

さくら連絡橋を考える会の直接請求の本意は一体何なのか、さっぱりわかりません。既に町の事業として決定し、スタートしている事業に対し、この会はこれまで5回にわたる新聞折り込みチラシやホームページ、公開質問状、ツイッター、そしてそのツイッターに連なる他のツイッターサイトなどを動員して、数多くの情報を発信して反対運動を始めました。これらをつぶさに読んだ人の多くが言っていたのは、「この会は一体何を言いたいのか、何をしたいのか、さっぱりわからない」ということでした。ずっと見ていた人たちは、「さくら連絡橋を考える会が町とか議会とか推進派の住民団体などを相手に、あることないこと並べ立てて、やたらめったらけちをつけている。何が目的なのっしや」。また、「完成に向けて進んでいる事業をつぶしてどうするんだ」とか、それから「きれいごとを言っているが、何か特別な目的があるんでないの」というような言葉もたくさん聞かれました。

さくら連絡橋を考える会の批判の相手は、町長だったり議会、それから議員、議長、推進派の住民団体「柴田町の未来を考える町民の会」やその代表者、連絡橋の検討委員会関係者などであり、その対象は社会資本総合整備事業だったりさくら連絡橋だったり、行政の運営のあり方や住民自治によるまちづくり基本条例を議題にしたり、議会基本条例、常設の住民投票条例、議会報告会、議会全員協議会の審議など、あらゆるものをまないたにのせて批判攻撃を続けておりました。

特に、インターネット上のツイッターを使い、個人を特定しての攻撃や非難中傷はひどいものでした。見た人は一様に眉をひそめています。時には、個人に対する名誉棄損に値するよ

うなものもあり、場合によっては法的措置も考えなければならないのではないかと考えております。何回かにわたって私も直接抗議した後は、少しは鳴りを潜めていましたが、ハンドルネームというんでしょうか、匿名を使ってのこのようなさくら連絡橋を考える会の情報発信行動は、到底容認できないことでもあります。

ちなみに、このツイッターについて請求代表者の2人は「全く携わっていないので、どのようなことが書かれているのか知らない」と言っています。チラシにアドレスまで記載している公式ツイッターサイトを、代表は知らないと言っています。99.99%信じられない話でございます。このような無責任な代表者によって請求された住民投票を実施すれば、正しい投票結果に結びつかないと思います。

地方自治体の政策は、事業の立案、議会への提案、議会での審議、採決を経て、町の事業として決定し、執行されます。これが地方自治体における事業の流れであり、これ以外にはありません。この仕組みを否定すれば、民主主義や社会の秩序を否定し、世の中が大混乱します。このルールの中で、ルール違反や手続に瑕疵がない限りは、これをとめたり否定することはできません。これまでの柴田町の事業も、このルールと手続にのっとり決められ、執行されてきています。さくら連絡橋建設は、社会資本総合整備事業の中で公園整備事業などの一体事業として、先ほどの手順と手続を経て何の瑕疵もなく決定し、執行されています。したがって、今さら住民投票で建設の是非を問うことは無意味であります。

次に、請求代表者から出された住民投票条例制定請求書を見ますと、「住民と自治体の長、及び議会議員との間に認識の乖離が見られる中、住民の意思の確認が必要だ」となっています。それでは、ここで言う住民とは誰のことを言っているのでしょうか。議会議員とは誰のことなのか。そして、何をもち住民の意思と乖離していると言うのか。その辺のところが明らかにされておられません。少なくとも、私の周囲の住民の方々とお話をしても、そのように言っておられる方はいませんでした。

そして、さくら連絡橋を考える会は、「町長も議会も住民の意思に反して、さくら連絡橋の建設を勝手に決めた」と言っております。このような一方的な決め方をされ、私は議会議員の一員としてまことに心外にたえません。

ちなみに、推進派の団体柴田町の未来を考える町民の会からは、「事業をとめないでほしい」という陳情が、5,040人の住民の方々の署名を添えて町長に出されています。これも同じ住民の方々の思いであり、町と議会が住民の意識と乖離しているという言い方は当たらないと思います。

さくら連絡橋を考える会の言い分を折り込みチラシやホームページなどから拾ってみると、「議会は具体的な橋の内容を知らないままに、また知ろうとせずに、建設費を可決した」などと書いてありました。これは、とんでもないことです。このことについては、今まで何回も話が出ましたように、さくら連絡橋や社会資本総合整備事業については、かなり前から本会議での一般質問や委員会審議、全員協議会での協議などで何回も取り上げられてきました。予算面でも、基本構想策定料、基本設計委託料、詳細設計委託料、予備調査委託料と、それぞれの段階で年度予算や補正予算として議会に上程され、審議を経て可決されていることは紛れもない事実であります。この間の議決状況は、意見書にも述べられているとおりでございます。

私個人としても、平成19年6月議会の、もう四、五年も前ですね、一般質問で「城址公園からJR線をまたいで、白石川堤に直接行けるような跨線橋を建設してほしい」と一般質問で提出しています。このことは、議会だよりに今の建設予定地周辺の写真入りできちんと載っています。ページ半分がこれで、記事となっております。議会だよりには、そのほかにも賛成の立場、反対の立場でそれぞれの議員が行った一般質問や発言が、複数回にわたって掲載されています。議会は、具体的な橋の内容を知らないままに、また知ろうとせずに建設費を可決したなどという話がさくら連絡橋建設を考える会のホームページにどうして出てくるのでしょうか。そして、何の目的があって議会をおとしめようとしているのでしょうか。大多数の議員は、民主主義のルールに基づいて選挙によって有権者から選ばれ、その町民の負託を受けて一生懸命町政にかかわっています。あえて住民の意思を無視して、議論も審議もせずに物事を決めてしまうなんていうことは、断じてありません。

さくら連絡橋を考える会は、情報という言葉を頻繁に使っています。「行政は情報公開しなければなりません」「これが情報公開です」「町が情報公開をしていない」「必要な情報は前もって知らされていなければなりません」「私たちは何の具体的な情報も提供されませんでした」等々です。情報には、正しい情報や間違った情報、それからその情報、それから相手をおとしめるための情報とか、いろいろあるのは事実です。今は多くの情報が氾濫し、場合によっては何を信じてよいかわからなくなることもあります。それでも、私たちはなるべく正しい情報に接するために、一人一人が自主努力をしなければならないのではないのでしょうか。

さくら連絡橋に関する町からの情報については、今までの質疑にもたびたびありましたように、結構出されております。ほかの事業やほかの自治体が発信する情報と比較しても、遜色

のあるものではありません。「知らされない」「提供されない」「公開されない」などと、受け身の立場ばかりを強調し、行政や議会を一方的に批判していいのでしょうか。必要な情報や知りたい情報を得るためには、住民みずからも努力する必要もあるのではないのでしょうか。

さくら連絡橋を考える会が、いろいろな媒体と手段を講じて出した情報の多くが間違った情報であるということが、きょうの質疑でもますます明らかになりました。町が多くの事業に取り組んでいる中で、今までさくら連絡橋を考える会がこのような事実と違う情報を大量かつ頻繁に発信し、連絡橋建設という1つの事業に絞ってネガティブキャンペーンを繰り返して、住民に誤解を生じさせながら進められた直接請求は、到底認められません。

そして、この事業を中止することによって生じる多大な損害を防ぐためにも、今さら住民投票を行う必要はないと判断し、このたびの住民投票条例の制定に反対します。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例の採決を行います。

申し上げます。この表決は、起立によって行います。起立しない者は、反対とみなします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時17分 散会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月13日

議 長

署名議員 番

署名議員 番